

# みどりのたより

70号 平成29年12月19日

## CONTENTS

新年あいさつ	1
<b>I. 行政情報</b>	
1. 「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底	3
2. 平成28年度森林病虫害被害量	3
3. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成27年度水質調査結果	3
4. 平成29年度第1回 EXTEND2016 化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会	4
5. 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業	4
6. 平成28年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧	11
<b>II. 緑の安全管理士会</b>	
1. 平成29年度「緑の安全管理士会」支部大会	13
2. 事務局からの連絡とお願い	13
3. 支部大会(資格更新研修会)における事務局報告について	14
<b>III. 緑の安全推進協会</b>	
1. 「緑の安全管理士」172名が誕生	18
2. 平成29年度資格更新研修会	18
3. 「緑の安全管理士」資格更新の要件など	19
4. 講師派遣	19
5. 農薬電話相談室	20
6. 「グリーン農薬総覧2018年追補版」(刊行予定)	20
7. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」	20
<b>IV. 平成29年度 植物防疫地区協議会資料 [抜粋]</b>	
会議資料目次	21
<b>V. 「緑の安全管理士」資格認定・更新等の仕組み &amp; 届出様式等</b>	
1. 「緑の安全管理士」認定証書及び認定証 紛失等再発行願い	45
2. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書	46

# 新年のご挨拶

(公社)緑の安全推進協会  
専務理事 内田 又左衛門

新年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

緑の安全推進協会の「農薬を正しく理解し安全、適切な使用を確保する。」というその社会的な使命に対する期待が変わるところはないと感じているところです。

当協会は、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発をその活動の柱に、平成7年に社団法人として発足し、同25年度からは、公益社団法人として一層の社会的責任を果たすべく活動を進めてきています。

我が国で使用される農薬は、農薬取締法に基づく登録制度により厳格にその安全性が科学的に担保されていますが、農薬使用に当たっては、農薬のラベルに記載された使用法や注意事項を守ることが、農産物の消費者や農薬の使用者、さらには周辺環境への安全を確保することが前提となっています。

したがって、「農薬の適正使用」を如何に徹底できるかが農薬の安全確保にとって最重要と受け止めています。

そのため、農薬に関する専門的知識を持ち、農薬使用の第一線で、実践的な指導・監督を行いうる専門家として「緑の安全管理士」の存在意義が益々重要になっており、このことは「緑の安全管理士」の皆様が自覚されておられるところです。

一方、農薬をめぐる開発や利用技術は日進月歩で、一度その資格を認定(取得)されたといえども、常に新しい知識を吸収し資質の向上に努めなければ、現場の第一線での専門家として社会的役割に応えられません。

そこで、協会として最新の技術情報を提供することで管理士の皆様には、技術的に裏付けされた作業管理者として身に着けて現場で生かすとともに、5年ごとの資格更新研修(支部単位の研修会)に積極的に参加するなどの自らの研鑽・努力も不可欠となっています。

我が国の農業現場では就農者の高齢化・就農人口の減少が進む一方、農協改革、TPP 交渉等農業をめぐる情勢はめまぐるしく変化しており、これによる農業生産体制・耕作体系への影響は無視できないものと思われまます。

このことは緑の安全管理士の現場における活動にも少なからぬ影響を与えるものであり、状況の変化に適切に対処していく努力が必要です。

現在全国におられる約 3,000 名の管理士の皆さんの自覚と責任感に大いに期待するところです。

当協会としては、緑の安全管理士制度の更なる普及と定着を実現し社会の期待に応えるべく、会員や賛助会員の拡大などを図りつつ緑の安全管理士各位の積極的な参画を得て、地域活動の強化など組織としての活性化を図るため、役職員一同、気持ちを一つにして努力してまいる所存です。

会員各位のご支援を心からお願い申し上げる次第です。



隠岐：八百杉(高さ：約 30m、根本周囲：約 20m)

## I. 行政情報

### ハイライト

#### 1. 「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底（平成 29 年 10 月 25 日）

関東地区の公立小学校で、本年9月に敷地内樹木の害虫駆除に農薬散布が行われましたが防除業者と学校側との情報共有の不備もあって児童が病院に搬送される被害事案が生じました。このため再発防止について都道府県農薬指導主管部長及び学校等を所管する文部科学省あてに次の指導の徹底を依頼しました。

- ①農薬散布にあたっては、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないように、散布日・時間帯に最大限配慮する。
- ②農薬散布の情報は、施設管理者、その他職員、防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有する。
- ③通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加し、農薬散布を委託した場合には、委託した防除業者等に住宅地通知を徹底させる。

※文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課は、各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課等へ事務連絡により周知した(平成 29 年 10 月 31 日)。(本文 5 頁へ)

[緑安協 HP : <http://www.midori-kyokai.com/ugoki/pdf/3974tuchi.pdf>]

#### 2. 平成 28 年度森林病虫害被害量（平成 29 年 11 月 2 日）

農林水産省林野庁は、松くい虫被害及びナラ枯れ被害について、平成 28 年度の都道府県の発生状況を取りまとめ公表した。

##### 【概要】

##### ①松くい虫被害量

北海道を除く 46 都府県で被害が発生。被害量は約 44 万立米(対前年比、約 4 万 1 千立米減)。最多被害年度(昭和 54 年)の約 1/5 の水準。

##### ②ナラ枯れ被害量

32 県で発生し、被害量は約 8 万 2 千立米(対前年比、約 1 千立米減)。最多被害年度(平成 22 年)の約 1/4 の水準。(本文 9 頁へ)

[農水省 HP : <http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/170927.html>]

#### 3. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 28 年度水質調査結果（平成 29 年 9 月 12 日公表）

環境省は、ゴルフ場で使用される農薬について、平成 28 年度に地方自治体及び環境省地方環境事務所が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果を取りまとめ公表した。

##### 【調査概要】

ゴルフ場数:1,038 ゴルフ場 (44 都道府県)

総検体数:延べ 27,182 検体 (サンプル数×調査成分数)

検出状況:水濁指針値の超過なし

〈コメント〉新指導指針(平成 29 年 3 月 9 日)に基づく新たな水産指針値と比べた場合、超える事例が見られることの注意が喚起されている。(本文 10 頁へ)

[環境省 HP : <http://www.env.go.jp/press/104529.html>]

#### 4. 平成 29 年度第 1 回 EXTEND2016 化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会

環境省は、平成 29 年 9 月 19 日開催した検討会資料を掲載した。

- ①平成 28 年度に選定(23 物質)し、平成 29 年度に実施(17 物質)した文献情報に基づく影響評価(信頼性評価)⇒12 物質は次のステップへ
- ②平成 28 年度第 1 段階試験管内試験の実施結果、第 1 段階生物試験の実施結果
- ③マカ、ミシコ等の魚介類を用いた内分泌かく乱作用に関する試験法の開発状況
- ④内分泌かく乱作用に関する平成 29 年度基盤的研究課題(28 年度実施課題、EXTEND2016 下では新規採択を行わない)「魚類の代謝に係る内分泌かく乱の in vitro 評価系構築」、「座礁、漂着鯨類における新規 POPs および POPs 代替物質の蓄積特性とリスク評価に関する研究」

[環境省 HP:[http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2016/commi\\_2016.html](http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2016/commi_2016.html)]

#### 5. 輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業

一般社団法人 全国植物検疫協会は、平成 29 年度「輸出先国の規制に対するためのサポート体制整備委託事業」の実施主体として、輸出に取組もうとする産地や流通・販売事業者などの要望に応じて、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の残留等の各分野の専門家を派遣し、また、相談窓口を設置しています。

[全植検協 HP:<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>]

## 1. 「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底

29 消 安 第 3974 号  
環水大土発第 1710251 号  
平成 29 年 10 月 25 日

各都道府県農薬指導主管部長 殿  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長  
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

### 「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等における農薬使用については、これまで、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。）により、農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。

本事案は、教育委員会が防除業者に作業を委託したものであり、担当者からの聞き取りによれば、以下の原因により発生したとのことである（別添）。

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。このようなことから、今後、同様の事案が再発することがないように、貴職より、地方公共団体の施設管理部局の担当者を含む、農薬使用者、農薬使用委託者、病虫害防除等の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者に対し、住宅地通知を再周知して頂くとともに、特に、以下の事項について指導の徹底をお願いします。
- ・ 農薬散布にあたっては、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないように、学校敷地への散布は、児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。
- ・ 農薬散布の情報は、周辺住民に対して事前に周知するとともに、施設管理者とその他職員間、施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- ・ 住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を徹底させること。

## 小学校における農薬散布による被害事案について

### 1. 被害事案の概要

布 対 象: 小学校の敷地内にある樹木

農 薬: 有機リン系殺虫剤、展着剤

被 害: 児童が授業を受けている時間帯に農薬散布が行われ、体育館で授業に出席していた児童6名が、咳や気持ちが悪いなど体調不良を訴えた。

### 2. 被害発生までの経緯

- ・ 農薬散布の情報は、農薬散布の1週間前の職員打ち合わせで、実施日時が共有された。その際、当日の午前中は外に出ないこと、午後もしも樹木や葉に触れないよう児童に指導するよう各職員に指示が行われた。
- ・ 職員室内にも散布日時が掲示され、事前周知はされていたが、保護者及び周辺住民に対しては、事前周知はされていなかった。
- ・ 農薬散布当日、学校側は散布前に校内放送で窓を閉めるように連絡、教員が校舎、体育館を巡回して目視で、窓が閉まっていることを確認した。
- ・ 防除業者は、校舎側の樹木の散布が終了したことを学校側に伝え、学校側は、その報告を受けて窓を開けて良いとの校内放送を行った。
- ・ その後、防除業者は、体育館周辺での散布を行ったところ、体育館で授業をしていた教員が放送を聞き、窓を開けて授業を実施していたため、体育館に農薬が入り込み、それを吸い込んだ児童が被害を受けた。(体育館で授業をしていた教員は、体育館の周囲で農薬が散布されることを知らなかった)

### 3. 被害が発生してしまった原因

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報の共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

### 4. 県が実施した指導の状況

市 : 小学校における農薬散布業務については、業務を業者に委託する場合であっても、業務委託者である市、小学校も農薬使用に関する責任を有していることから、関連する全ての者が、住宅地通知の内容に沿った対応をとり、農薬使用の必要性を十分検討の上で適切に実施し、万が一にも児童に健康被害を生じさせないように指導した。また、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会等へ参加するよう指導した。

防除業者: 住宅地通知を再周知し、農薬を使用する際は危害防止に最大限配慮することを指導するとともに、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会に出席するよう指導した。

事務連絡  
平成29年10月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県・指定都市認定こども園担当課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学法人事務局  
各国公立高等専門学校事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について

学校における農薬使用については、毎年農薬危害防止運動の実施にあわせ、学校等の児童生徒等や周辺住民の健康被害を防止するため、飛散防止対策の徹底を図るなど農薬の適正使用等について適切な指導をされるようお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生したところです。

本事案の発生を受け、農林水産省及び環境省より別紙のとおり、「住宅地等における農薬使用について」の再周知及び指導の徹底について依頼がありました。

つきましては、今後、同様の事案が発生することがないように、所管又は所轄の学校に対し、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。）を再周知して頂くとともに、特に、以下の事項について指導の徹底をお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会においても同様の取組が行われるよう、この旨を周知くださるようお願いいたします。なお、「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底については、農林水産省及び環境省から各都道府県農薬指導主管部長宛てに別途通知されていることを申し添えます。

1. 特に指導の徹底をお願いする事項

- ・学校等の施設管理者が行う農薬散布にあたっては、万が一にも子供が農薬を浴びることがないように、児童が授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。



- ・農薬散布の情報は 周辺住民や児童 保護者に対して事前に周知するとともに、学校等の施設管理者とその他教職員間、学校等の施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- ・学校等の施設管理者は、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を遵守させること。

## 2. その他

- ・公立小学校における農薬散布による被害事案の概要及び住宅地通知については、添付のとおり。
- ・学校近隣における農薬散布の情報については、地方公共団体の施設管理部局等と連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。

(本件照会先)

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課保健管理係  
TEL：03-6734-2976（直通）  
FAX：03-6734-3794

……[以下は、緑の安全推進協会(事務局)添付]……

2017年9月14日(木)

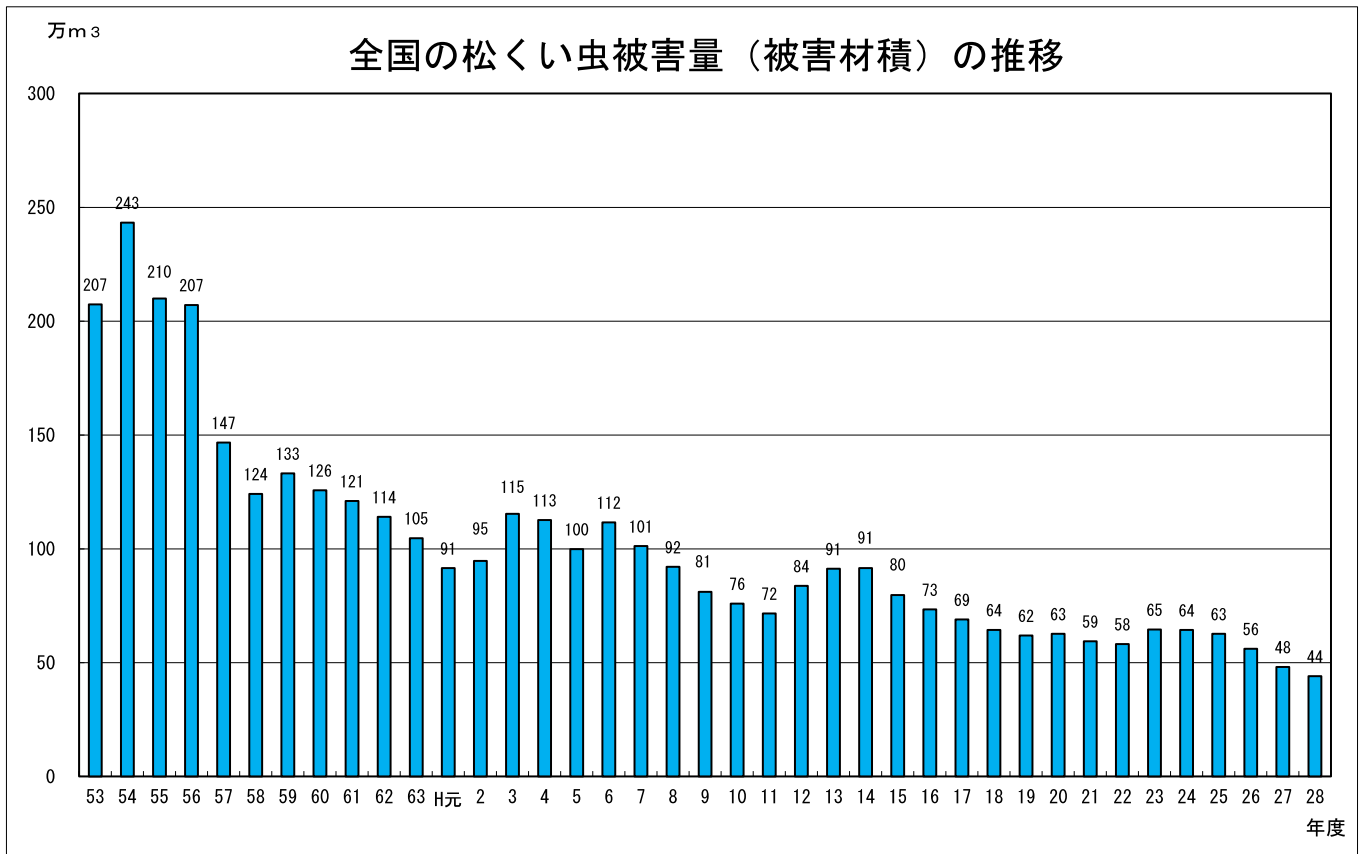
### 児童搬送で騒然 殺虫剤の散布後、体育館の窓開け…臭い充満 加須の小学校謝罪「危険性の認識が薄かった」



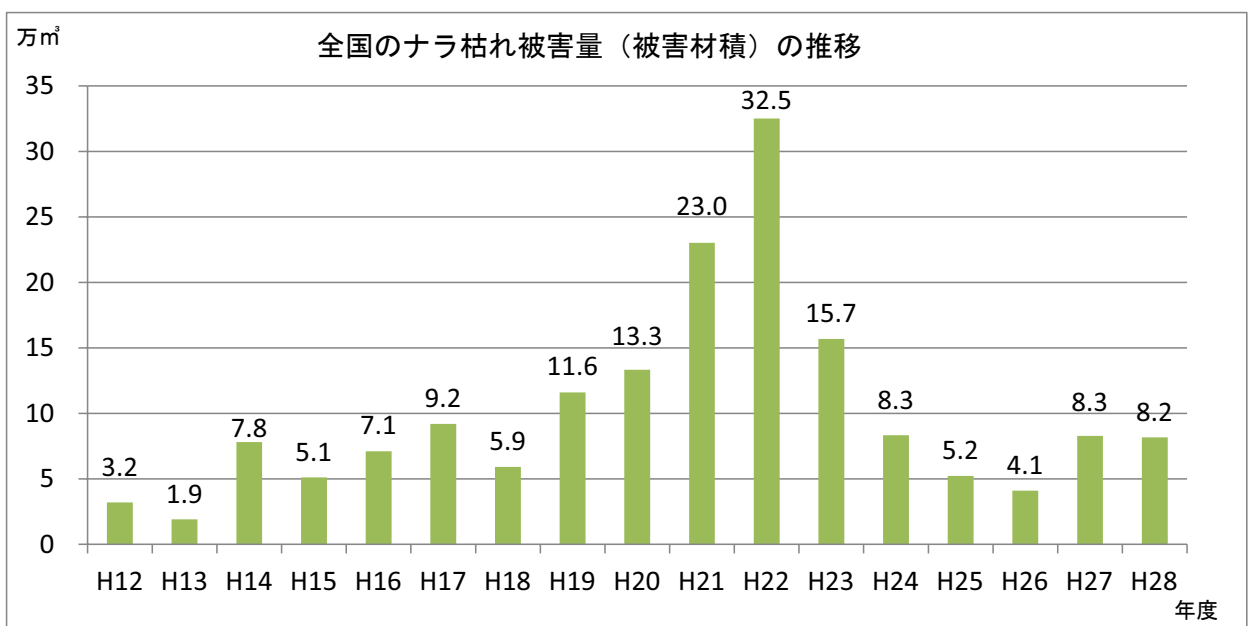
記者会見する蛭間吉伸校長(右)と櫻井康之教頭=14日午後3時ごろ、加須市立不動岡小学校

14日午前10時15分ごろ、埼玉県加須市不動岡の市立不動岡小学校で「児童が体育館で体育の授業中に消毒のにおいで気分が悪くなった」と119番があり、4年生児童6人が体調不良を訴えて病院に搬送された。それぞれ頭や喉の痛みを訴え、うち女兒1人はせきが止まらず手のしびれもあったが、全員が診察と治療を終えて帰宅したという。同校では樹木についた毛虫を除去するため、業者が殺虫剤をかける作業をしていた。体育館では4年生1クラス21人と女性教員1人が体育の授業をしており、暑かったため窓を開けたところ、数分後にはにおいが入ってきたという。体育館に隣接する樹木もあり、児童が散布された殺虫剤の成分を吸い込んで体調不良を訴えたとみられる。

2. 平成28年度森林病虫害被害量について [農水省HP:<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/170927.html>]



(資料3)



3. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成28年度水質調査結果

[環境省HP : <http://www.env.go.jp/press/104529.html>]

(別表1)都道府県別の水質調査結果<sup>注1</sup>

都道府県	調査ゴルフ場数	調査対象農薬数	総検体数 <sup>注2</sup>	うち排水口 調査検体数	指針値超過検体数 <sup>注3</sup>	
					水濁	水産(参考)
北海道	58	50	455	123	0	0
青森県	15	52	350	230	0	0
岩手県	25	75	212	24	0	0
宮城県	16	49	427	24	0	0
秋田県	16	37	103	14	0	0
山形県	0	0	0	0	—	—
福島県	18	53	598	286	0	0
茨城県	116	127	3,001	304	0	0
栃木県	16	108	1,547	332	0	0
群馬県	62	105	1,228	165	0	0
埼玉県	82	121	2,247	728	0	1
千葉県	5	44	168	0	—	—
東京都	18	82	526	325	0	1
神奈川県	50	96	1,196	465	0	0
山梨県	0	0	0	0	—	—
長野県	9	71	178	15	0	0
新潟県	6	35	185	59	0	0
富山県	8	54	411	411	0	0
石川県	24	63	262	0	—	—
福井県	5	31	51	5	0	0
岐阜県	42	98	776	96	0	2
静岡県	27	61	840	540	0	1
愛知県	25	75	215	35	0	0
三重県	3	7	10	0	—	—
滋賀県	44	56	653	120	0	0
京都府	29	112	1,252	704	0	0
大阪府	38	109	875	106	0	0
兵庫県	80	126	3,927	383	0	0
奈良県	24	39	779	363	0	0
和歌山県	3	39	350	0	—	—
鳥取県	4	71	95	0	—	—
島根県	3	11	22	0	—	—
岡山県	15	57	693	129	0	0
広島県	8	55	408	408	0	1
山口県	1	11	11	0	—	—
徳島県	14	24	119	33	0	0
香川県	8	45	312	0	—	—
愛媛県	26	37	50	0	—	—
高知県	7	27	116	0	—	—
福岡県	9	51	189	56	0	0
佐賀県	11	54	341	14	0	0
長崎県	19	86	713	42	0	0
熊本県	28	82	795	27	0	0
大分県	2	16	74	0	—	—
宮崎県	0	0	0	0	—	—
鹿児島県	9	78	351	38	0	0
沖縄県	10	40	71	0	—	—
全国計	1,038	168	27,182	6,604	0	6

注1: 水質調査結果には、都道府県から報告のあった市町村、ゴルフ場等の実施分を含む。

注2: 総検体数は、(サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注3: 指針値超過検体数の「—」は、排水口での調査検体がないもの。

水濁指針値は平成29年3月9日時点のもの。水産における指針値超過検体数は、平成29年3月9日に新たに策定された指導指針における新たな水産指針値と比べた場合のもの。

## 6. 平成 29 年病虫害発生予察情報発表状況一覧

\* この一覧表は、農林水産省が発表する病虫害発生予報に掲載しているものを取りまとめ たもので、都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病虫害名の表記が一部異なる 場合があります。

【特殊報】

平成 29 年 11 月 14 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
1 月 6 日	長野県	アスパラガス	アスパラガス疫病
1 月 6 日	福岡県	ヒムロスギ	クロシアザミウマ
1 月 6 日	福岡県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
1 月 16 日	神奈川県	さつまいも	ヨツモンカメノコハムシ
1 月 23 日	神奈川県	ローズマリー	Eupteryx decemnotata Rey
1 月 30 日	宮城県	トマト	トマト退緑萎縮病
1 月 31 日	愛知県	なし	ナシさび色胴枯病
2 月 14 日	京都府	ほうれんそう	ハコベハナバエ
3 月 9 日	宮城県	トマト	トマト退緑斑紋病
3 月 9 日	宮城県	トマト	トマト葉かび病(レース 2.9、4.9)
3 月 23 日	佐賀県	トマト	トマト黄化病
3 月 24 日	北海道	えんどう	エンドウ萎ちよう病
3 月 27 日	群馬県	ねぎ	クロバネキノコバエ科の一種
3 月 30 日	静岡県	わさび	ワサビクダアザミウマ
4 月 12 日	神奈川県	ほうれんそう	ハウレンソウベと病 (レース 8、レース 10)
4 月 14 日	高知県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
4 月 24 日	鳥取県	トマト	トマト葉かび病(レース 2.9)
4 月 26 日	東京都	トマト	トマト黄化病
5 月 1 日	大分県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
5 月 2 日	香川県	ラナンキュラス	ラナンキュラス葉化病
5 月 31 日	熊本県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
6 月 5 日	徳島県	らっきょう	ホモノハダニ
6 月 8 日	栃木県	りんどう	リンドウえそ斑紋病
6 月 14 日	滋賀県	バラ	バラハオレタマバエ
6 月 19 日	岡山県	とうがらし類	トウガラシ類炭疽病
6 月 19 日	宮崎県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
6 月 22 日	福岡県	いちじく	フタモンマダラメイガ
6 月 28 日	兵庫県	びわ	ビワキジラミ
6 月 29 日	栃木県	もも、すもも	クビアカツヤカミキリ

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
6月29日	鳥取県	たまねぎ	タマネギ黒腐菌核病
6月30日	神奈川県	かんきつ	カンキツそうか病 (カンキツそうか病菌ナツダイダイ型)
7月5日	福岡県	にがうり	スイカ灰白色斑紋ウイルス(WsMoV)
7月6日	群馬県	さくら、もも、すもも、うめ	クビアカツヤカミキリ
7月19日	和歌山県	ミニトマト	ミツユビナミハツダニ
7月25日	埼玉県	なす	ナス黒点根腐病
7月27日	三重県	なす	タバコノミハムシ
7月28日	京都府	なし	ナシコスカシバ(仮称)
7月31日	埼玉県	すもも	クビアカツヤカミキリ
8月2日	静岡県	オリーブ	Peacock leaf spot
8月4日	京都府	ねぎ	チビクロバネキノコバエ
8月22日	栃木県	ユリ	Iris yellow spot virus(IYSV)
8月25日	和歌山県	トマト	トマト茎えそ病
8月28日	沖縄県	すいか	スイカえそ斑点病
8月30日	岩手県	きく	キク茎えそ病
9月1日	長野県	アブラナ属野菜	テンサイシストセンチュウ
9月8日	奈良県	水稲、大豆、果菜類、果樹類	ミナミアオカメムシ
9月15日	福島県	ぶどう	ブドウミタマバエ(仮称)
9月25日	長崎県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
9月26日	岐阜県	なす	タバコノミハムシ
10月2日	福岡県	かき	カキ黒星落葉病
10月30日	鹿児島県	ピーマン、とうがらし(しまとうがらし)、ししとう、なす、 テリミノイヌホオズキ	ナスミバエ
10月31日	愛知県	茶	ヒサカキワタフキコナジラミ
10月31日	熊本県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)
11月2日	和歌山県	うめ	ウメ斑入果病(仮称)
11月6日	北海道	てんさい	テンサイ褐斑病(DMI 剤耐性)
11月7日	東京都	キウイフルーツ	キクビスカシバ
11月7日	静岡県	トマト	トマト黄化病
11月7日	静岡県	かんきつ	トビイロシワアリ
11月13日	広島県	オリーブ	オリーブアナアキゾウムシ

## II. 緑の安全管理士会 (12月末現在)

### 1 「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)

11月24日(金)の北海道支部から開催しており、平成30年1月19日(金)の近畿支部をもって終了の予定です。

支部大会は、支部長より管理士会役員会の報告と収支予算などの概要について説明しています。

更新研修のテーマは、(1)農薬をめぐる最近の動向 -最近改訂された制度や規制等を重点- (農林水産省)、(2)農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理 -住宅地等通知&農薬登録保留基準の仕組みなど-(環境省)、(3)農薬の登録状況を巡る話題 -S値評価に係る経過と現状など-(FAMIC)、(4)農薬使用時の安全遵守 -保護マスクの適正な選択と着用など- ((一社)日本くん蒸技術協会・マスク研究会)。

参加された管理士の方々の意見や要望はアンケート形式で把握することで次年度の研修会への反映に努めています。

なお、本年度は別用紙で会報「みどりのたより」の提供を電子媒体とすることなどについてもご意見を伺っていますのでご協力をお願いしています。



### 2 事務局からの連絡とお願い

#### (1)「みどりのたより」に平成29年度植物防疫地区協議会資料(抜粋)を掲載

平成29年11月9日から12月6日の間、農林水産省は各農政局に都道府県の植物防疫関係者を参集した「平成29年度植物防疫地区協議会」を開催して、無人航空機(ドローン含)に係る指導内容の改正点など最近の情勢について情報提供、各都道府県からは当該年度の病虫害発生状況、農薬の適正使用に係る県主催の研修会等の取り組み、防除指針に記載する農薬に係る追加試験の現状などについて情報交換が行われました。

会議では、本年9月に埼玉県下の小学校において児童が授業を受けている時間帯に行われた薬剤散布に伴い6名の児童が体調不良を訴え病院に搬送される事案が発生したこと。

このため『住宅地等における農薬使用についての再周知・指導の徹底について』を各都道府県(農薬指導主幹部長)と文部科学省初等中等教育局あてに依頼したこと、文科省からは各都道府県の教育委員会等へ通知されていることの情報提供があった。

#### (2)「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

「みどりのたより」には、緑の安全管理士の皆さんの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。皆さんのご意見、記事、写真などの投稿をお待ちしております。

#### (3)メールアドレス登録者へのメールマガジンの提供(12月現在)

メールアドレスを登録の管理士546人(28年:819人=整理)には、発生予察情報や農薬登録情報などをメールマガジンとして40回発信しました。

今後とも提供できる情報を増やすとともに速やかにお届けする予定です。「連絡先等変更届」を用いてメールアドレスの登録をお願いします。

既に登録済みの方は不要です。

メールマガジンの配信が不要(停止)の方は、同変更届出にてご連絡  
(FAX、電子メール等)して下さい。

[送付先：FAX:03-5209-2513 Mail:[midori-kanrishi@midori-kyokai.com](mailto:midori-kanrishi@midori-kyokai.com)]

### (5) 平成 30 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

平成 30 年度の緑の安全推進協会総会は、平成 30 年 6 月 15 日(金)を予定しています。なお、緑の安全管理士会役員会は同 6 月 13 日(水)午後の予定とさせていただきます。

### 3. 支部大会(兼資格更新研修会)における事務局報告について

今年度も「緑の安全管理士」資格更新研修会の事務局報告を機会に会場での説明の要点を紹介します。

緑の安全管理士の責務と一層の知識・能力向上、更には信頼度アップを狙って、全管理士による PDCA(注)を提案しています。

管理士の皆さんが活動されている経験には、成功事例もあれば失敗事例もあり、中には優良な事例もあれば失敗に近いヒヤリハットの事例もあるのが現場です。

このような多様な事例を集大成することで、管理士会として経験値に基づいたデータベースとして(例:ヒヤリハット集)集積できると考えています。

#### 注)【PDCA】

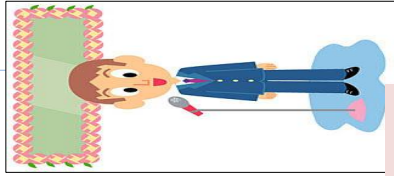
「Plan・Do・Check・Action」のそれぞれの頭文字を並べた言葉です。それぞれの意味は、「Plan:計画を立てる。Do:実行する。Check:評価する。Action:改善する。」のように説明されています。

使われ方としては、「PDCA サイクル(P⇒C⇒D⇒A→P→C・・・)」 = 「クルクルと回し、継続的に改善していく。」こととなります。



# 平成29年度支部大会プログラム

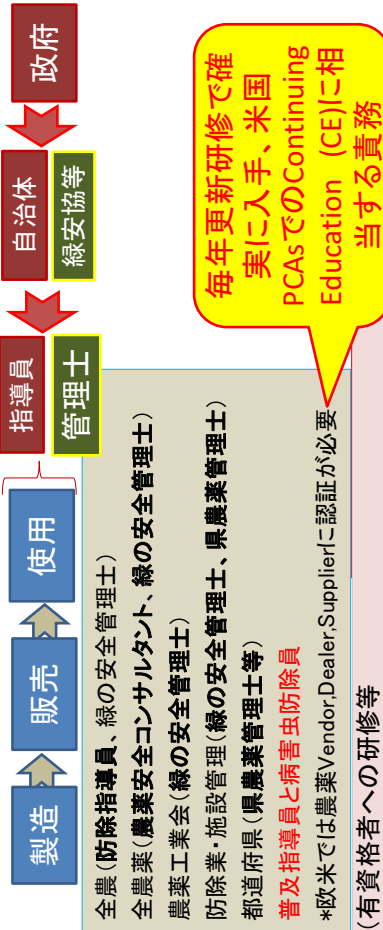
- 開会挨拶
- 支部大会（支部長報告）
- 更新研修
  - 農薬行政の動向（農水省）
  - 農薬の環境影響と管理（環境省）
  - 農薬登録を巡る話題（FAMIC）
- トピックス
  - 農薬の使用時安全注意事項の遵守
    - 一 防護マスクの着用（日本くん蒸協会）
- 事務局報告
- 閉会



注意：アンケートが例年より一つ多いので、早めに記入をお願いします。

## 緑の安全管理士と資格活用

農薬に係る責任の連鎖



- （有資格者への研修等）
- 最新情報収集（指導には必須で管理指導者の責務）
  - 農薬行政・法令・指導通知の継続的改訂
  - 新技術・施用法・製品情報（企業の社会的責任）
  - 現場情報（病害虫雑草・抵抗性発達）
  - 責任ある指導や相談（農薬製造・販売サイドの責務）
  - 使用段階での教育・訓練（GAP等の普及）

## 緑の安全管理士の責務

- 「緑の安全管理士」は、植物防疫、農薬等に関する法令を遵守しなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、病害虫、雑草に的確な防除及び農薬の安全適正な使用に関する知識並びに技術の習得・向上に努めなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、農薬の安全適正な使用及び病害虫、雑草の的確な防除に関する知識と技術の普及並びに指導を積極的に行わなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、自覚と誇りを持って活動することにより作物の保護及び保身に貢献しなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、管理士活動を通じ資格の権威高揚に努め、国民の信頼に応えなければならない。

2017/12/19

## 緑の安全管理士としての対応 その基本的な考え方

- 1 的確に内容を確認する。噂話は確認できるまでは噂に留めおくこと。
- 2 然るべき対応（届出・注意等）をする。その基本は、本人への注意あるいは/および行政窓口等へ。  
違法行為や人命やヒト健康などに係るものは早期に解決するように努める。
- 3 自分だけで判断したり、解決しようとするのではなく、緑の安全管理士会・事務局等を利用する。
- 4 有資格者「緑の安全管理士」である自覚と共に、然るべき責任を果たすように努める。



## 病害虫防除手順の特徴

- 作業は千差万別で、非定型的
- VUCA(volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity)が常に付随
- 基本的に忠実が原則で確認項目を列挙
- 各手順は基本的に同じ考え方で
- 基本逸脱時の判断、手順、確認そして記録を
- リスクマネジメントとPDCA取組が有効で不可欠
- グループ取組では二人のミスが致命的
- 違反・不具合は相互チェックで撲滅
- 組織的な違反・不具合になると解決は至難

2017/12/19

## 2015-6年の違反事例国内産農産物(平成29年10月20日現在)

違反発生日	生産県	対象農産物	検出農産成分	検出値 ppm	検出基準値 ppm	対応措置	原因	検査機関
平成27年12月11日	山口	しゆんぎく	エチアミノ酸	0.03	0.01	回収命令	養畑から飛散	県環境保健センター
平成27年12月10日	岩手	しゆんぎく	エチアミノ酸	0.03	0.01	自主回収	飛散?他作物も	二戸保健所
平成28年1月29日	福島	しゆんぎく	イソアミノ酸	0.10	0.01	自主回収	後作残留(?)	JA自主検査
平成28年2月10日	茨城	にら	アミノ酸	0.2, 0.3	0.01	自主回収	不明	関東農政局
平成28年2月23日	神奈川	かぶ(菜)	アミノ酸	0.07	0.01	回収	?	横浜保健所
平成28年4月25日	群馬	ほうれんそう	アミノ酸	0.02	0.01	回収命令	不明	横浜保健所
平成28年6月14日	神奈川	スナック	ホルマリン	0.33	0.2	回収命令	使用基準(量)違反	横浜保健所
平成28年6月21日	埼玉	キューブリ	ホルマリン	0.10	0.02	販売禁止	土壌残留	直売所自主検査
平成28年7月2日	愛知	ローズマリー	ホルマリン	13.8	10	自主回収	飛散	農協自主検査
平成28年7月26日	茨城	しゆんぎく	アミノ酸	0.06	0.05	自主回収	(飛散?)	自主検査
平成28年7月27日	埼玉	こまつな	アミノ酸	0.06	0.01	回収	農家特定(飛散)	さいたま市保健所
平成28年8月5日	鹿児島	オクラ	アミノ酸	0.01	0.002	自主回収	コンタ	自主検査(JA)
平成28年10月7日	山口	なす	アミノ酸	0.06	0.01	回収	飛散の可能性	県生活衛生課
平成28年10月25日	福岡	ほうれんそう	ホルマリン	0.04	0.01	自主回収	飛散	自主検査(JA)
平成28年12月2日	群馬	ほうれんそう	ホルマリン	0.67	0.2	回収要請	原因不明	県食品衛生検査センター
平成29年1月20日	茨城	しゆんぎく	ホルマリン	0.15	0.05	回収命令	(飛散?)	県食品衛生検査センター
平成29年2月17日	群馬	いちご	ホルマリン	0.08	0.05	回収指示	誤使用?	県食品衛生検査センター
平成29年5月16日	北海道	グリーンアスパラ	ホルマリン	0.02	0.01	自主回収	汚染手袋で作業	北海道帯広保健所
平成29年5月19日	新潟	きゅうり	ホルマリン	0.034	0.02	回収	土壌残留	県収去検査
平成29年6月12日	岩手	ほうれんそう	MEP	1.4	0.2	自主回収	不明	JA自主検査
平成29年6月14日	新潟	トマト	トリブチル	0.03	0.01	回収命令	原因不明	県環境保健所
平成29年7月25日	奈良	空心菜	トリブチル	0.1	0.01	自主回収	不明	中和保健所
平成29年9月8日	北海道	きゅうり	ホルマリン	0.03	0.02	回収	土壌残留	北海道帯広保健所
平成29年9月29日	宮城	ハルビ	ホルマリン	2.8	1	回収	未公表	生協自主検査
平成29年10月10日	長野	ほうれんそう	ホルマリン	0.37	0.01	収去検査	未発表	静岡県保健所
平成29年10月16日	山形	日本なし	MEP	0.4	0.2	自主回収	PH濃度21を5日	山形県衛生研究所
平成29年10月25日	神奈川	ハルビ	ホルマリン	17	1	自主回収	コンタ	三形食品株式会社
平成29年11月1日	茨城	ほうれんそう	ホルマリン	0.1	0.01	自主回収	公表なし	生産者自主分析
平成29年11月4日	茨城	ほうれんそう	ホルマリン	1.3	0.2	回収	公表なし	横浜保健所

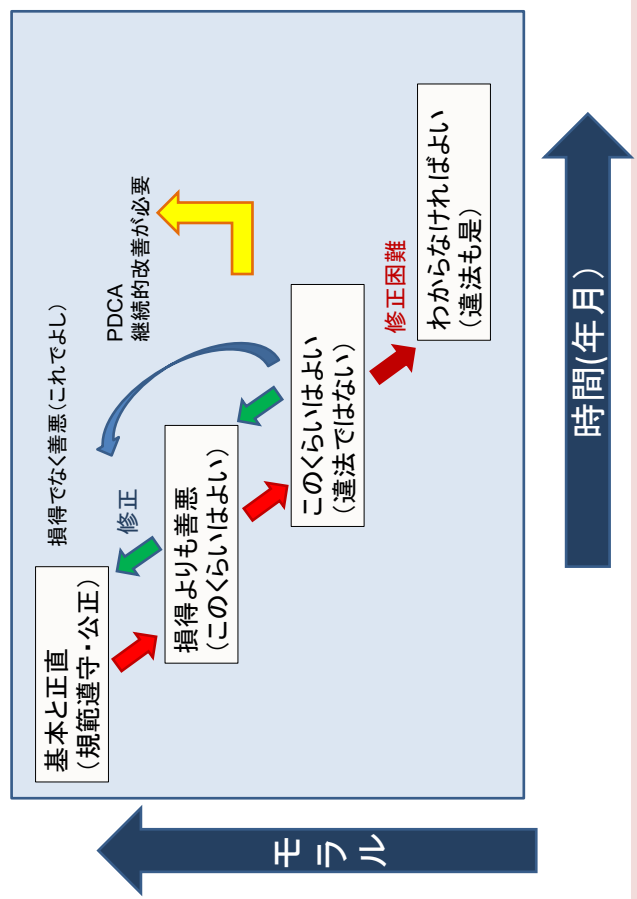
## 社会的責務を確認して

- 農薬に係る者の社会的責務の再確認
- 適正使用と法令遵守が基本
- 必要情報の更新は責務(更新研修参加でOK)
- 本管理士会では他に「たより」・メルマガがある
- ヒトは間違え動物でありリスクは避けられない
- 自分で気付く間違いと、気付かない間違いが
- GAP等の体制ではチェックシステムは不可欠
- 基本はリスクマネジメントとPDCA
- 今や農薬使用者だけでなく、管理者・セールスも

更新料(20,200円  
⇒約4千円/年)

管理士への情報提供・  
教育指導・資格管理

PDCAサイクルによる継続的改善



組織文化劣化・修正のパターン(技術者倫理2012、143頁)

# 事例、ヒヤリハットや提言・意見(2016年度支部大会)とPDCA

分野	薬剤	法令等	知識・情報・用語	散布作業等	その他
ゴルフ場・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非農耕地除草剤は農耕地等で使用は登録農薬の使用になり重法。販売時にはその旨を告示する。</li> <li>・農薬成分でも非農耕地用除草剤がありうる。</li> <li>・芝草が多様化しており適用拡大が欲しい。緑化樹木に適用がある新薬剤が欲しい。</li> <li>・グリホサートの発がん性の説明が欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非農耕地除草剤は違法ではない。農耕地等で使用は登録農薬の使用になり重法。</li> <li>・農薬成分でも非農耕地用除草剤がありうる。</li> <li>・芝草が多様化しており適用拡大が欲しい。緑化樹木に適用がある新薬剤が欲しい。</li> <li>・グリホサートの発がん性の説明が欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草剤の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベル内容の確認しない巡回業者</li> <li>・ラベル内容を理解せず農薬を使用する実態あり。</li> <li>・キャップで計量する農薬</li> <li>・防護用具をラベル通り着用するのみ</li> <li>・PM情報がない</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HCで防除効果が上がった農薬でない資材の取扱先は違法(農薬目安箱に投書)</li> <li>・HCの農薬販売は情報も指導もなく、要改善!</li> </ul>
家庭園芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本剤や竹藪を農作物に使用している。特定農薬として今後評価を受けるもので、現状は自己責任ですが、使用しないようにしてください。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭では理解せず農薬を使用する実態あり。</li> <li>・キャップで計量する農薬</li> <li>・防護用具をラベル通り着用するのみ</li> <li>・PM情報がない</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> </ul>	
農耕地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ARD等の理由で登録変更、削除情報を的確に</li> <li>・作物グループ化のメリット、デメリットが知りたい</li> <li>・「精油剤が販売、水稲栽培で使用されている。スクリムリンゴ外防除剤(農薬目安箱)に投書すること)。</li> <li>・自家製農薬、タバコ抽出液等、特定農薬検討リストから外れており、現在では使用できない。</li> <li>・作物別農薬セット販売は可能か、違反ではない、でも病害虫発生がない年もあるため、使用しない薬剤も増えてくるかもしれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空容器の処理が厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> <li>・農薬の取り扱いが厳格化される。</li> </ul>	

別紙に意見や回答を記載

## ヒヤリハット(指摘・コメント)

魚毒ABCの質問が未だにある。臭植防の表記が変わり、展示圃の記載書式も変更して欲しい。

HCで購入した**非農耕地用除草剤の農耕地での使用**がある。良いのか? 耕作放棄地の除草で、行政は草刈りを推奨。農薬としてのアプローチ子を加速させる必要性を感じる。

JA等の共同防除で、センターは必要なりッター数をSSで購入している。これは**小分け製造**にならないのか。また、毒劇の譲渡の問題はないか?

5kg包装の粒剤を造園会社が1kg袋に**小分けして販売**していた。

## 回答あるいは解説

平成23年にハザード評価からリスク評価に変更され、A BC分類は廃止になっている。またABCを使用する都道府県もあるが、既に国には指摘している。まだ変更されていない時は、各現場で各人が指摘し、その旨の情報を当協会で集約したい(FAMICで表記禁止の文書を示して)。

農耕地で非農耕地用農薬を使用することはダメである。販売ができない判断になる。

耕作放棄地の除草で、行政は草刈りを推奨。農薬としてのアプローチ子を加速させる必要性を感じる。

JA等の共同防除で、センターは必要なりッター数をSSで購入している。これは**小分け製造**にならないのか。また、毒劇の譲渡の問題はないか?

5kg包装の粒剤を造園会社が1kg袋に**小分けして販売**していた。

## ヒヤリハット(指摘・コメント)

HC等では無登録農薬が当たり前に販売されている。**非農耕地用除草剤**。

登録のない除草剤(HCやウエブでも販売されている。ラベル表示なし)

〇〇〇社の(農薬注文)取りまとめ用紙に**海外版(バスタ、トレアノサイド)**が記載されている。街路樹散布で立入制止を振り切る通行者がある。また、降雨や強風での順延が近隣や警察の理解が得られない。

園芸店で、有効期限切れ、日焼けラベルが見えない状態の店頭にあった。

## ヒヤリハット(指摘・コメント)

「樹木等」について説明が全くない。

**木酢液**は安全か?

防毒マスク吸収缶がメーカーカタログではクロピク等に使用可能なものなのか判り難い。

最近もランネット入りローゼージで飼犬が死亡する事件。毒劇物の事故防止の為に、もっと現実的な規制が必要ではないかと感じる。

槽油粕がジャンボタニシ防除に今でも使われている。区別を確りできないのか?

## 回答あるいは解説

「いわゆる除草剤(農薬以外の除草剤のこと)」は登録がなくても販売できるが、農薬として使用できないこと。表示が容器又は包装、および小売業者の各店頭の見やすい場所に必要である。これらの条件を満たさないと違反になる(法第10条の三)。

前項と同じで、表示条件を満たしていれば違法ではない。登録農薬ではないので農薬ラベルのようなものはない場合もある。HCやウエブでも同じ。勿論、登録農薬として販売されるのは違法で、行政窓口や農薬目安箱に通報する。

農薬輸入者は登録を受けなければ輸入してはならないので、違法行為になる。平成14年頃に山形県等で輸入無登録農薬使用が大問題となり、法律が改正された経緯がある。罰則も強化されている。

当初より天候次第で延期しなければならぬ時がある。その理由を**良く説明しておく**。延期時は事情を引用し説明すること。それでも近隣や警察に理解されない時は記録を残し、行政窓口と相談すること。

有効期限切れは使用できないので販売するのは良くないが、販売禁止農薬以外はその違反を問えない。ラベルが読めない、記載事項がないのは法律違反になる。

## 回答あるいは解説

**適用作物が「樹木等」**であるのは、非農耕地で且つ農作物等が栽培されていない所、すなわち裸地での使用である。安全性評価がないので安全性が担保されていない資材であり、使用しない方がよい(禁止されているわけではないが自己責任)。変異原性等があると言われているが正式なデータがない。

クロピク等を使用する時には、必ず土壌燻蒸剤用の適切な防毒マスクを着用すること。分らない時には問い合わせる。誤ると生命に危険がある。

これは犯罪で、農薬使用者の問題ではない。但し、毒劇物に該当する農薬では保管管理が重要で、劇物である旨の表示、盗難にあわない施設、また紛失・盗難時は直ちに警察に届ける必要がある。ランネット剤等の毒劇物に該当する農薬を購入した時は保管管理を徹底することの教訓として捉えるべき。

ジャンボタニシ防除用としての槽油粕の販売や使用は無登録農薬の販売や使用となり違反である。しかし、農薬としての効果を謳わない限り無登録農薬とは言えず、取り締まりもない。尚、槽油粕は魚毒性が強いと言われているので水田等での使用は避けること。

### Ⅲ. 緑の安全推進協会

#### 1. 「緑の安全管理士」172名が誕生

平成29年度「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」の認定研修会は①12月6日～8日の間、東京・神田で受講者77名で開催されました。

農耕地分野では(一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」が②10月2日～6日(60名)③10月16日～20日(54名)に同協会会議室で開催、修了されました。

「認定研修」の修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格申請者については、12月15日開催の「緑の安全管理士認定審査」の審査を経て、67名、②51名、③54名の計172名が「緑の安全管理士」として認定されました。

なお、緑地・ゴルフ場分野の合格率は87%(前年:97%)と例年より低かった。



認定研修会場の様子

#### 2. 平成29年度「緑の安全管理士」更新研修会(兼支部大会)

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/24	関東①	12/12	東海・北陸	11/27	中国・四国	1/18
東北	12/1	関東②	1/26	近畿	1/19	九州・沖縄	1/17

##### (1) 認定証等の発送まで

①更新研修会の出席確認②「更新研修会受講申込書」、③「写真(2点)」、④「更新料支払いの確認」を終えた順に、⑤新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、⑥届出の住所あてに送付します。

なお、年度末が期限となる「認定証(カード)」は、防除作業や入札、都道府県等の研修会などで認定証の提示、または、写しの提出が求められる現状などに適切に対処するため、従来の「認定証(カード)」の回収は廃止とし、平成29年度からは、出席確認印を押印して返却することとしました。【既報:68号 27頁】

##### (2) 勤務先や住所等が変更となっている場合【様式:巻末】

「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。届出事例が多い支部大会前後は事務処理に若干時間を要していますのでご了承下さい。

[届出書: <http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

##### (3) 「認定証(カード)」の再発行を希望される場合【様式:巻末】

「認定証(カード)」の再発行を希望される場合は、『紛失等再発行願い』を提出(写真2点、FAX不可)して下さい(手数料は、再発行時に振込用紙を同封)。

[紛失等再発行願い: <http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

##### (4) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」

更新研修会に出席できなかった場合は、資格喪失者として管理士名簿からは自動的に削除されています。

資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、理由が認められる場合は、次年度の更新研修会をご案内することとしています(1年遅れ扱い)。



### 3. 「緑の安全管理士」資格更新の要件など

#### (1) 資格の有効期間(「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」)

- ① 新規取得者は、認定の翌年度から5年目の年度末までの5年間。
- ② 更新者は、更新年度の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

#### (2) 資格更新の要件

有効期間の4年目までに、支部大会(兼更新研修会)に1回以上出席して、更新年度の更新研修会に出席することで資格更新となります。

##### 【出席不足で更新要件を満たしていない場合】

4年間での出席不足は5年目に出席することで補完され、6年目の更新研修会に出席で1年遅れで資格更新(残りの有効期間は4年間)ができます。

#### (3) 更新研修の出席確認

研修会場では出欠を確認して、管理士個々の記録を更新しています。

##### 【更新研修会を欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

#### (4) 資格喪失に伴う復活措置

5年間の有効期間内に必要な更新手続きが行われなかった管理士は資格喪失としていますが、資格の復活を希望される場合は、概ね次の手順となります。

##### A. 資格喪失後5年以内の場合

- ① 「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各一千字)」を添えて提出し、『資格認定審査会』の審査(「復活審査判定票」)で合格した場合は、直近年度の更新研修会を受講することで資格の復活を認める。
- ② 但し、特段(5年を超えるなど)の理由がある場合は、考慮できるとされた。

##### B. 復活後の資格有効期間は5年間

- ① 審査料は 10,000 円、更新研修時の更新手数料は 20,200 円。
- ② 5年を超える場合の審査料は 20,000 円、同更新手数料は 20,200 円。  
注)更新手数料は、各年度の更新研修会受講料相当。

#### (5) 「緑の安全管理士」認定証の再発行

「認定証(カード)」の再発行を希望される方は、当会HP掲載の「紛失等再発行願い」に写真2枚を添えて事務局まで提出してください。

再発行料金(3,000円)は、再発行の「認定証」に同封の郵便払込票でお振込下さい。不明な点は事務局までお尋ね下さい。

[紛失等再発行願い：<http://midorikyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]



### 4. 講師派遣について

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等の研修会に、テーマに応じた講師を無償(旅費や謝礼不要)で派遣しています。

平成29年度は、42都道府県からの依頼で約180件の派遣予定です。研修会等を希望・企画されている方にも積極的にご紹介ください。

派遣の時期・内容等の調整(準備)は1ヶ月以上、研修規模(参集人数)は20名以上を目安としていますが、期間に余裕が無い、あるいは少人数でも対応可能な内容もありますのでご相談下さい。



講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

農薬相談室：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email：[ishijima@midori-kyokai.com](mailto:ishijima@midori-kyokai.com)、URL：<http://midori-kyokai.com/>]

## 5. 農薬電話相談室について【相談無料】

農薬の使用者、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬に関する疑問や質問など、どのような内容でも結構です。ご遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問・質問以外について、「何処に問合せたら良いか？」なども気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。

管理士の関係先にも電話相談室についてのご紹介をお願いします。

相談電話：03-5209-2512



## 6. 「グリーン農薬総覧 2018 年追補版」(刊行予定)

芝、公園、街路樹の病害虫・雑草防除等における農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のための情報提供事業の一環として『グリーン農薬総覧』を刊行しています。

現在、「2017 総合版」(2016 年 12 月末現在)刊行以降の 2017 年 1~12 月末の間の新規登録や適用拡大等の追加、変更情報等を追補する「2018 追補版」の編集作業に取り組んでいます。

3 月上旬、刊行間近になりましたら協会 HP 等にてご案内いたします。ご活用ください。

## 7. 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

平成 29 年度は、11 月末現在で 193 ヶ所に 176 千部(前年実績：282 ヶ所、213 千部)を配付しています。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申し込み下さい。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会HPでサンプルを確認できます。(Fax 様式：協会 HP 掲載)

詳細は、**農薬相談室(03-5209-2512)**まで。

[サンプル：[http://www.midori-kyokai.com/topix/topix\\_leaf.html](http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html)]



平成 29 年度 植物防疫地区協議会資料 一 目 次 一

I 平成 29 年度の主要病害虫の発生概要	22
・特筆すべき発生動向：クビアカツヤカミキリ、ビワキジラミ	
II 平成 29 年度植物防疫事業のこれまでの実施状況と今後の取組	
1 発生予察関係等 [略]	
2 病害虫防除関係	
(1) キウイフルーツかいよう病の Psa 3 系統の発生について	23
(5) 農林水産航空事業について	24
3 国内検疫関係	
(1) 重要病害虫発生時対応基本指針に基づく対応について [略]	
(2) テンサイシストセンチュウへの対応	26
4 種馬鈴しょの流通に関する植物防疫法違反事案	27
III 平成 29 年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組	
1 農薬取締行政の改革について [略]	
2 農薬の適正使用について	29
3 疑義資材の対応について	35
4 インターネットを利用した農薬の販売に対する対策について	36
5 販売禁止農薬の回収について	37
6 登録状況	37
7 生産・流通 [略]	
8 作物群による農薬登録について [略]	
9 残留農薬基準について [略]	
10 短期暴露評価の導入に伴う生産現場の混乱を防ぐための取組 [略]	
11 特定農薬（特定防除資材）について	38

[資料編・抜粋] .. 注) 資料番号は、上記地区協議会資料として作成された番号

資料 11 平成 28 年度農林水産航空事業の実施状況について	40
資料 19 テンサイシストセンチュウ全国発生状況調査について	43

## I 平成 29 年の主要病害虫の発生概要

「水稻」以下・・・[略]

[補足：農水ホーム >消費・安全 >病害虫防除に関する情報 >病害虫発生予察情報]

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

表1 主な病害虫の警報・注意報・特殊報の発表状況(平成 29 年 1 月 1 日～ 10 月 31 日)

種類	作物名	病害虫名	発表都道府県数 (延べ数)
警報	水稻	トビイロウンカ	1 県 (1 件)
注意報	水稻	イネ縞葉枯病	4 県 (5 件)
		トビイロウンカ	5 県 (7 件)
		斑点米カメムシ類	19 府県 (23 件)
	麦	麦類赤かび病	2 県 (2 件)
	果樹全般	果樹カメムシ類	17 府県 (17 件)
	なし	ナシ黒星病	5 県 (6 件)
	大豆・野菜・花き類	シロイチモジヨトウ	7 府県 (8 件)
	いちご	ハダニ類	5 県 (8 件)
たまねぎ	タマネギベと病	6 県 (8 件)	
特殊報	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病	6 県 (6 件)
	さくら、もも、すもも、うめ	クビアカツヤカミキリ	3 県 (3 件)
	トマト	トマト黄化病 (ToCV)	2 都県 (2 件)
	なす	タバコノミハムシ	2 県 (2 件)

注1:複数県から発表のあった指定有害動植物を中心に抜粋。注2:上表以外の情報については、資料編の資料1を参照

### 【その他特筆すべき発生動向】

#### (1) クビアカツヤカミキリ

##### 1) 発生状況

クビアカツヤカミキリは、平成 24 年に愛知県のさくらで発生が確認され、その後、植物防疫所と都道府県の調査等の結果、現在までに7都府県(栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、徳島県)の公園、街路樹、果樹園等のさくら、うめ、もも、すももにおいて発生が確認されている。

##### 2) 対応状況

植物防疫課から都道府県に対し、「*Aromia bungii*(クビアカツヤカミキリ)に関する注意喚起及び情報提供依頼について(平成 29 年 2 月 28 日付 28 消安第 5193 号)」により、都道府県における防除体制の整備、国との情報共有、発生地における防除の実施・指導を要請している。

国としても、今後も都道府県と連携し当該虫の発生状況に注視しつつ、本虫に関する新規農薬登録情報や効果的な防除対策事例について情報提供を行い、防除の推進を

図るとともに、専門家、関係機関、都道府県等を交えた検討会を開催するなど、防除対策等について検討を行うこととする。

### 3) 防除対策

- ・成虫を見つけた場合は捕殺する。
- ・幼虫の食入孔を見つけた場合は、針金を食入孔に差し込むことにより刺殺、または、登録農薬により防除する。(登録農薬:フェンプロバトリンエアゾル剤)
- ・成虫の分散防止及び産卵防止のため、羽化期から産卵時期にあたる6~8月に、ネット(防鳥ネットとして利用されているもの、目開き4mm以下)等を樹幹に巻き付ける。

## (2) ビワキジラミ

ビワキジラミは、平成24年に徳島県のびわで発生が確認された害虫で、本虫が寄生したびわは幼虫の排せつ物により果実にすす病を生じ、収量を低下させる。その後、発生範囲を拡大させ、平成28年に香川県、平成29年に兵庫県から特殊報が発表されている。

本年5月、苗木業者のびわ苗において本虫の寄生が確認され、既に当該業者からびわ苗出荷実績が全国にわたっていたことから、植物防疫課から農政局等を通じて、都道府県に対し注意喚起を行った。

なお、本虫の防除対策の確立に向けて、平成29年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業において、本虫の生態の解明、防除技術の開発等が進められている。

## 平成29年度植物防疫事業のこれまでの実施状況と今後の取組

### 1 発生予察関係等 …[略]

### 2 病虫害防除関係

#### (1) キウイフルーツかいよう病 Psa3系統の対策について

##### 1) 平成29年の発生状況について

平成29年の発生範囲や被害状況を確認するため、各都府県において、春季(開花期前後)に果実生産園地及び苗木・穂木・花粉生産園地を対象に発生調査が行われた。

各都府県の発生状況に応じて調査対象園地が適切に選定され、37都府県1,503園地が調査された結果、13都県の230園地で発生が確認された。

##### 2) Psa3系統の国内防除に関する検討プロジェクトチームの開催について

「第4回キウイフルーツかいよう病のPsa3系統に関する防除対策専門家会議(以下、専門家会議という)」において、植物病理学専門家及び主要生産県の関係者から構成されるプロジェクトチームを設置し、苗木、穂木及び花粉(以下、苗木等という)の国内での譲渡に伴う発生範囲の拡大を防止するための措置の具体的内容の検討を進めることとされ、3回の会合を開催した。

その結果、キウイフルーツの発生都府県の苗木等の生産者が譲渡前に植物防疫官による検査を受検する制度を導入すること、また、当該制度が円滑に進められるように、都府県が苗木等の生産地に関する情報を把握し、植物防疫所に共有することが合意された。

##### 3) 第5回専門家会議の開催(平成29年10月19日開催)について

###### ① 発生状況を踏まえた今後の防除対策について

平成29年春季の発生調査の結果から、新規発生園地数が大幅に減少しており、全発生園地に対する再発園地の割合(再発生園地率)も、大幅に低下した昨年と同程度に収まっていることから、現行の防除対策が一定の効果を発揮していると判断された。

ただし、依然として100園地で新たに発生が確認され、再発園地率が昨年と同程度であったことから、本病の更なるまん延を防止し、発生範囲を縮小させていくためには、



- ア. 新規発生や再発生の原因である可能性が高いと指摘されている風雨による周辺園地への病原菌の飛散、調査における病徴の見落とし等の事項に対応するため、調査すべき周辺園地の範囲の明確化等を行うこと
- イ. アの結果に併せ、産地の実態に応じた薬剤防除体系、部分伐採の基準等の試験研究の成果を防除マニュアルに反映させ、生産現場に普及させること
- ウ. 各都府県が生産者等を対象とした講習会等を行い、防除マニュアルの生産現場での活用を促進し、発生園地の特定のための調査やまん延防止を目的とした防除の実施の徹底を図ることが必要であるとの指摘がなされた。

## ② 苗木等の検査制度の導入について

プロジェクトチームでの議論を踏まえ、国内流通するキウイフルーツの苗木等に新たに導入する検査制度(案)の概要を説明した。

これに対し、

- ア. 苗木等の生産者が多い県では、検査人員を確保することが困難
- イ. 検査導入にあっては、まずは、全ての苗木等の生産者を正確に把握することが必要ウ. 検査制度上の国と都道府県との役割分担が不明確
- エ. 花粉は採取年に直ちに利用することもあるので、実態に合った検査の仕組みとして欲しい等の指摘がなされた。

このため、これらの指摘を踏まえた上で、制度の導入に向けた調整を都府県と行うこととした。

[補足:農水ホーム>消費・安全>病害虫防除に関する情報>技術情報等

>第5回キウイフルーツかいよう病のPsa3系統に関する防除対策専門家会議]

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryoku2/5thPsa3.html>

## (5) 農林水産航空事業について

### 1) 平成27年12月の改正航空法施行以降の対応について

#### ① 航空法に基づく許可・承認の申請手続きについて

改正航空法の施行により、無人航空機を用いて農薬散布を行う際には、必ず国土交通大臣から事前の許可・承認を受けることが必要になったところ、防除実施者の行う許可・承認手続きが過重にならないように、農林水産省及び国土交通省の間で協議を行い、指導指針に基づき無人航空機による農薬の空中散布等を行っている場合は、安全性が確保されているとして以下の申請手続きについて簡素化することとなった。

(「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」(平成27年12月3日制定(国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長連名通知。))

[補足:<同通知><http://www.j3a.or.jp/business/airplane/authorization.pdf>]

#### (ア) 飛行計画の記載事項の簡素化

許可・承認に必要な記載事項を、実施主体名、オペレーター名、機体の登録番号、飛行させる日時(期間)、場所(市町村単位)とするなど簡素化。

#### (イ) 申請手続きの負担軽減

(一社)農林水産航空協会や都道府県協議会等が、各防除実施者が行う申請手続きをまとめて代行申請を行うことにより、防除実施者が行う申請手続きの負担を軽減。

## ②改正航空法に対応する新たな指導指針の策定

農林水産省では、航空法の改正にあわせ、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知)を廃止し、新たに「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知。以下「指導指針」という。)を策定し、引き続き、無人航空機を用いた農薬散布等の安全かつ適正な実施が確保できるように取り組んでいる。(平成29年10月27日付けで一部改正:資料10)

## ③農薬散布用無人航空機の性能確認の実施

製造業者からの申請に基づき、登録認定等機関が性能を確認した無人航空機を指導指針に追加した。《現在指導指針に記載されている無人航空機・・・[略]》

[補足:農水ホーム>消費・安全>病害虫防除に関する情報  
>無人航空機(無人ヘリコプター等)に関する情報

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507\\_heri\\_mujin.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html)

## ④指導指針の改正について

### (ア)登録認定等機関の新設

平成29年7月1日の指導指針改正により、今まで農林水産航空協会のみが行っていたオペレーターの認定、機種別の性能確認、機体の登録等の業務を、消費・安全局長が登録した「登録認定等機関」でも行うことが可能となった。「登録認定等機関」として業務を行いたい場合には必要な書類を添えて事務局である植物防疫課へ申請する必要がある。現在登録されているのは農水協の1団体のみとなっている。

### (イ)空中散布等の方法の改正

指導指針第5 実施の方法の4 空中散布等の(6)において、機体とオペレーターの距離は150mで、特に小型の無人航空機は水平距離で50mを超えないことと規定していた。平成29年8月30日の改正によりこの規定を見直し、飛行させる本人が目視できる範囲で飛行させることとした。

## 2)事故情報の報告状況

### ① 無人ヘリコプターの事故報告

現在、本年度の無人ヘリコプター事故について、報告内容を精査しているところ。今後、事故発生の要因解析を進め、年度末の航空事業検討会で報告する予定。別途、内容紹介を行う場合も想定されるので、その際には作業をお願いしたい。

### ② 有人ヘリコプターの事故報告

有人ヘリコプターについては事故は発生していない(10年間無事故)。

## 3)小型無人機に関する関係府省庁連絡会議、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会について・・・[略]

## 4)今後の予定 ―〈抜粋〉―

・平成29年度農林水産航空事業検討会の開催

平成30年3月上旬に平成29年度航空事業の実績等の情報共有や同29年度の事故発生状況と防止対策を検討するため開催し、検討結果を年度内に公表する予定。

## 5)その他

平成28年度 農林水産航空事業の実施状況(資料11)

## 4 国内検疫関係

### (1) 重要病害虫発生時対応基本指針に基づく対応について …〈抜粋〉

1) 重要病害虫発生時対応基本指針の改正について …〔略〕

2) 植物防疫課への発見報告の徹底 …〔略〕

3) 平成 29 年度(10 月末現在)の対応状況等

平成 29 年度は、指針に基づき、20 件の重要病害虫について発見が報告され、都道府県の協力の下、植物防疫所が発生状況調査等を実施した。

なお、これまでに発見が報告されている重要病害虫のうち、ウメ輪紋ウイルス及びジャガイモシロシストセンチュウについては、緊急防除を実施している。

#### 【報告件数】

・平成 29 年度:20 件(うち、初動対応(発生状況等の調査・初動防除)を実施中 11 件、対策検討会議の開催1件、対応終了7件、対象外1件)

### (2) テンサイシストセンチュウへの対応(資料 19)

1) 経緯

平成 29 年9月、長野県諏訪郡原村の一部のほ場のアブラナ属植物において、テンサイシストセンチュウ(Hs)が確認された。本線虫が確認された地域において、発生範囲の特定調査を実施するとともにまん延防止対策を実施している。

2) 発生範囲の特定調査等

Hsの発生が確認されたほ場を含む近隣地域等において、土壌検診等を実施。また、都道府県と植物防疫所が連携して、発生状況調査を実施中。都道府県は 11 月末までに土壌採取等を完了し、植物防疫所は 12 月 15 日までに調査結果を判明させる予定。なお、当該調査結果については、年内にとりまとめる予定。

3) まん延防止対策

- ① Hsの発生ほ場において、寄主植物の植栽を自粛するとともに、土壌消毒等を実施。
- ② Hsの発生が確認されたほ場を含む近隣地域において、土等の移動の防止措置を実施するとともに、地域外へ移動される植物について、植物防疫官による移動前検査等を実施。

4) 今後の方針

発生範囲の特定調査の結果等を踏まえ、対策検討会議を開催し、適切な防除対策を検討する予定。

## Ⅲ. 平成 29 年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組

### 1 農薬取締行政の改革について …〔略〕

【補足:農水HPに掲載されている以下の資料は割愛しています。】

[農水ホーム > 組織・政策 > 審議会 > 農業資材審議会

> 第 17 回 農業資材審議会農薬分科会配付資料一覧同分科会配付資料一覧]

<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/nouyaku/17/index.html>

## 種馬鈴しょの流通に関する植物防疫法違反事案について

### 1. 種ばれいしょ（指定種苗）検疫制度

繁殖の用に供される馬鈴しょ（種馬鈴しょ）は、植物防疫法に基づき、指定種苗として、植物防疫官の検査を受け、合格証明書又は合格証票を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならないとされている。

### 2. 違反事例について

- (1) 今般、民間事業者が、購入した馬鈴しょを青果用と知りながら、種馬鈴しょと偽り、過去の合格証票が添付された紙袋に入れた状態で、ホームセンターに販売していたことが判明した（植防法第13条4項違反）。
- (2) また、当該ホームセンターが、当該馬鈴しょを、合格証票を添付していない状態でバラで販売（他社から仕入れた種馬鈴しょと混合）したり、過去の合格証票が添付された紙袋に入ったままの状態の販売していたことが判明した（植防法第13条4項違反）。

### 3. 現在の対応状況

- (1) 当該民間事業者は植物防疫所の指示により、当該ホームセンターの馬鈴しょの在庫の回収を終えたが、大半は既に販売されていた。
- (2) 民間事業者は、馬鈴しょを購入した者に対し、返品呼びかけを実施しているところ。

### 4. 今後の対応

- (1) 回収・返品された馬鈴しょについては、植防法第14条に基づき廃棄命令予定。
- (2) 国は、関係都道府県に対し、JA、病害虫防除所等を通じて、①当該馬鈴しょの作付けの中止、②返品の呼びかけの協力を要請。



## 種ばれいしょ検査制度について

病害虫のまん延を防止し、農業生産の安定を図るため、種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす作物については、植物防疫法により指定種苗として指定され検査が行われています。現在、この指定種苗としては、ばれいしょ（ジャガイモ）が指定されており、対象地域において種苗として生産されるものについては、植物防疫官が栽培中等に病害虫の検査を行い、検査に合格したもののみ、種苗として譲渡及び地域外への移動が可能となります。

### 【制度の概要】

#### 1 制度の対象について

現在、制度の対象地域として、北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県の11道県が指定されており、当該地域で生産される種ばれいしょが対象となります。

#### 2 植物防疫官による検査について

植物防疫官による検査は、ウイルス等のばれいしょの病害虫を対象に、①植え付け前のほ場及び種いも、②栽培期間中（ほ場検査）、③収穫後の生産物について実施されます。これらの検査に合格した場合、合格証明書が発給されます。

#### 3 譲渡・移動について

対象となる種ばれいしょを譲渡（販売）や移動する際には、上記の合格証明書又はその抄本（合格証票）を添付する必要があり、添付しない場合は、植物防疫法違反となりますので、ご注意ください。

平成 年度秋作用春作  
種馬鈴しほ検査合格証票  
(合格証明書抄本)  
品種  
栽培地  
生産者氏名  
道県  
市町村  
植物防疫所  
農林水産省門司植物防疫所  
植物防疫官  
見本

この用紙は偽造防止加工を施しています。

合格証票（サンプル）  
（合格証明書抄本）

## 2 農薬の適正使用について

### (1) 農薬の残留基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応について

#### 1) 現状

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正な使用の指導のさらなる徹底を図ってきたが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される(過去 5 年間の平均で 21 件/年程度)。基準値超過の原因としては、ラベルの確認不足による適用のない作物への農薬の使用、農薬の使用履歴を記載していなかったことによる使用時期の誤り、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフト等が報告されている(別紙 2-1)。また、近年は生産・流通ルート別では、農産物直売所など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過も多くみられている。さらに、農薬残留基準値は超過していないものの、農薬の不適正使用も散見されている。

#### 2) 発生時の対応

このような状況に鑑み、農林水産省は農薬の基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応は、事案の発生した真の原因に則した再発防止策が講じられることがも重要であると考え、まずは徹底的な原因究明を行っていただくようお願いしているところである。このような事案が発生した場合には、購入者に対する健康影響や全国的な対応の必要性などの観点から、別紙 2-2 に示すとおり、状況の確認や必要に応じて出荷の自粛等の対応を講じていただくとともに、できるだけ速やかに農林水産省に第 1 報の提供をお願いしたい。報告に当たっては様式の例を別紙 2-3 に示しているのので、これを参考としていただきたい。なお、農薬の使用履歴がない場合は農薬の種類や使用方法については農家の記憶に頼るほかなく、また農家の勘違いによる誤使用の場合は記録と実際の使用方法が一致しない可能性もあり、原因究明が困難なケースもあると考えられるが、検出された残留濃度、使用履歴その他周辺情報を総合的に勘案して、当該事案の発生原因として説得力のあるものであるかどうかを検討した上で、調査結果をご報告願いたい。

#### 3) 原因究明と指導について

基準値超過が判明した場合、再発防止のための対策が講じられることが肝要であり、以下の手順に沿った都道府県の迅速な対応が求められる。

- ・当該農産物を摂取した場合の健康影響の判断(通常は保健衛生部局対応)
- ・必要な場合、当該農産物の回収、出荷自粛等の措置(通常は保健衛生部局対応)
- ・基準値超過の生じた原因の究明
- ・再発防止のための対策の実施

##### ① 基準値超過の原因究明

ア基準値超過の原因は、ラベルの確認不足等による適用のない作物への農薬の使用が大半。その他、使用時期、回数又は希釈倍数の誤り、散布器具の未洗浄や洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフトなど。

イ以下を念頭に、都道府県において踏み込んだ原因究明を行うことが、再発防止の第一歩。

- ・原因究明の目的は、違反を摘発して農業者を処罰することではない。同じ原因による基準値超過が再発しないよう対策を講じるのが目的であり、何が原因であったのかの確実な見極めが不可欠。

- ・農薬の使用履歴や農家からの聞き取りに基づき構築された基準値超過のシナリオが、問題の農産物中の残留レベルと比較して妥当なものであるかの検証が必要。(農薬対策室は、検証作業に協力する用意)
- ・基準値超過の原因を安易に使用基準違反以外のところ(散布器の洗浄不足、ドリフト等)に求めると、真の原因が見逃され、誤使用が放置される。

ウ 最終的に結論が推定を含むものとなったり、原因を一つに絞りきれなかったとしても、類似の事例が蓄積されていく過程で一定の傾向が見えてくる可能性もあるので、報告をお願いしたい。

エ 基準値超過の原因は、農薬登録の際に想定していない栽培体系や農薬の使用、作物残留試験で捉えきれなかった残留量のばらつきなどが原因となることも否定できず、このような可能性が示唆された場合は、国において使用基準又は農薬残留基準値の変更も検討することとなる。

## ② 再発防止のための実効性のある対策の実施

基準値超過事案は、その発生原因や再発防止対策等の情報を全国の関係者間で共有し、同じ過ちを起こさないようにすることが重要。

このため、基準値超過事案に関する情報を電子メール等を通じて全国の関係者間で速やかに共有する仕組みとしている。

- ・農薬対策室は、都道府県の担当者からの報告に基づき、基準値超過事案の発生した状況やそれを防止するためにとられた対策について、全国の都道府県の担当者に電子メールで速やかに情報提供。(地方農政局等の農薬担当者にも同時に送付。)
- ・都道府県においては、担当者宛てに提供される情報が現場で農家の指導に携わる者に活用されるよう、農業改良普及員等に速やかに情報提供する等の対応をお願いする。

## ③ 健康影響に関する的確な判断に基づく回収、出荷自粛等

基準値超過の判明した農産物の回収や出荷自粛等の措置は、通常は都道府県の保健衛生部局による対応となるが、農協等による出荷前検査で基準値超過事案が判明した場合には、当該農産物の食品としての安全性や自主回収・出荷自粛等の措置について農薬担当部局の見解を求められることも考えられる。

その際には、特に ADI(一日許容摂取量)や ARfD(急性参照用量)が小さい農薬の場合や残留濃度が基準値を大幅に超過する場合には、以下に留意が必要である。

- ・慢性影響の有無の判断に当たっては、当該農産物からの農薬の摂取量と ADI の単純比較でなく、基準値超過のあった品目以外の食品からの当該農薬の平均的な摂取量も考慮する必要。
- ・短期影響の有無の判断に当たっては、ARfD が設定されている農薬については、作物残留濃度のばらつきや当該農産物を一度に大量に摂取した場合も考慮して短期経口暴露量を試算し、ARfD との比較が必要。
- ・なお、基準値への適合の確認や暴露量の試算に当たっては、農薬の有効成分のほか、その代謝物についても分析が必要な場合もあるので、出荷前の自主検査を行う JA の分析機関等における適切な対応が必要。  
(農薬対策室は、都道府県からの要請があれば、上記の試算等に協力する用意。)

## (2) 農薬の危害防止について

### 1) 農薬危害防止運動（農薬による危害防止対策）

戦後、有機リン剤（パラチオン等）や有機水銀剤等の急性毒性の強い農薬の急速な普及に伴い、農薬散布者の中毒事故が相次いで発生したため、昭和 28 年から、農薬の使用機会が多くなる 6 月～ 8 月に、主に農薬散布者への危害を防止することを目的として、国（農林水産省、厚生労働省及び環境省）、都道府県、特別区等が連携し農薬危害防止運動を実施してきた。

本運動では、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令の規定に基づいた遵守事項や農薬の性質等に関する正しい知識を普及させることにより、農薬の適正な販売、使用及び保管管理並びに農薬の使用時における周辺環境への配慮についての周知・徹底に取り組んでいただいている。

しかしながら、依然として、土壌くん蒸剤の取扱い不注意による使用者や周辺住民への被害、農薬の不適切な管理に起因する中毒事故等が発生している。特に土壌くん蒸剤の取扱い不注意や保管管理不良による被害は各地で発生しており、危害防止運動以外でも通知の発出や研修会の開催等により使用者へ注意喚起を実施している都道府県もあることから、各都道府県においては他都道府県における取組も参考にしつつ、引き続き事故防止に努めていただきたい。

### 2) 住宅地等における農薬使用

#### ① 住宅地通知の概要

学校、公園、街路樹並びに住宅地に近接する農地等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要。このため、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、住宅地周辺における農薬使用に当たって飛散防止のために必要な措置を講じるよう努めるべき旨を規定。

取組みを徹底するため平成 25 年 4 月 26 日に以下の内容を加え、新たに「住宅地等における農薬使用について」（25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。）を制定。

#### ア 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

- ・なるべく農薬を「散布」しない病害虫管理の実施
- ・予防散布及び現地混用の回避
- ・飛散低減対策の実施
- ・農薬使用前の周辺住民等への周知の実施 等イ 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進・植栽管理の委託業務仕様書に住宅地通知の遵守を規定
- ・農薬を使用する業務を委託する際の入札要件に農薬管理指導士等を規定ウ 相談窓口の設置等の体制整備
- ・周辺住民等からの相談に、関係部局が相互に連携して対応できるよう相談窓口の設置等の体制を整備

#### ② 住宅地通知の指導の実施状況

地方公共団体に対し、住宅地通知の幅広い周知や①ア～ウについて協力を要請してきたところである。平成 27 年度に、都道府県が管理する施設における取組の実施状況について調査を実施した。本会議の開催に当たり、平成 28 年から平成 29 年 9 月末までに新たに実施した取組の状況について調査を行った。その結果、平成 27 年度までと比べて、全施設に共通した取組の実施状況に変化はなかったが、施設ごとに取組を実施している都道府県数が 44 から 46 に増加した。施設ごとに実



施されている取組の内容では、仕様書に住宅地通知の内容を業務として規定している都道府県が 36 から 40 に増加した。また、施設別の取組実施都道府県数は、公園が 33 から 35、街路樹が 19 から 21、病院が 13 から 15、その他の施設が 90 から 110 に増加した。

今後も、他都道府県の取組を参考に取組の対象とする施設の範囲拡充や入札資格要件の設定などの取組の実施等、住宅地通知に基づく一層の取組の徹底を図るようお願いする。

### ③ 通知の再周知

本年 9 月、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6 名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。

同様の事案が発生しないよう、農水省と環境省は都道府県宛てに『「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について』（平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 3874 号・環水大土発第 17010251 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知』。以下「再周知通知」という。）を発出した（別紙 2－4 参照）。

都道府県におかれては、再周知通知に記載の事案だけでなく、住宅地等における農薬使用による被害の発生を防ぐため、今後とも農業場面のみならず、道路、公園、学校、保健所、住宅等といった不特定多数の方が立ち寄る公共施設の所管部局に対し、住宅地通知の再周知、指導及び理解の徹底をお願いする。また、これらの部局の担当者を対象とした研修会等の積極的な開催をお願いする。

### ④ 相談窓口について

全ての都道府県において相談窓口が設置され、関係部局が連携して対応する体制が整備されていた。引き続きの対応をお願いする。

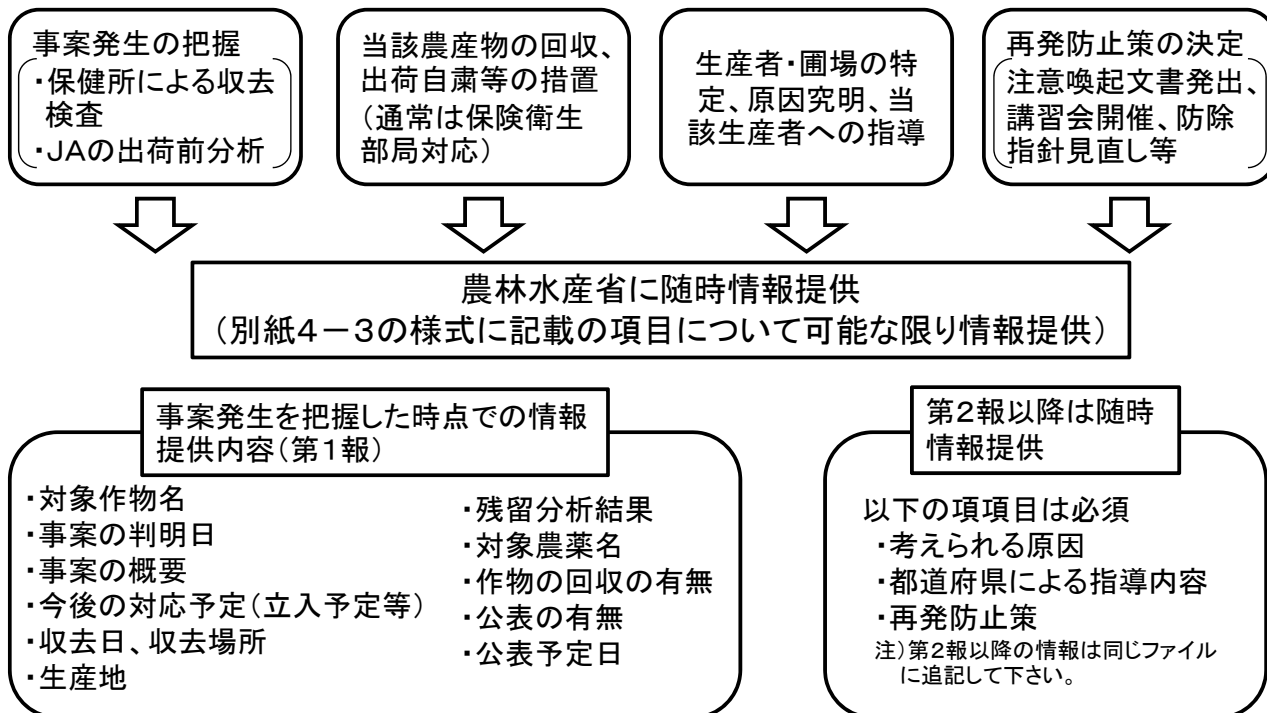
### ⑤ 研修等

これまでも農政局及び都道府県等が主催する講習会、研修会において住宅地通知に係る説明に講師として職員の派遣を行っている。③の通知の再周知にも記載のとおり、住宅地等における農薬使用による被害の発生を防ぐためにも、今後ともご相談があれば講師の派遣を検討するので、農政局、都道府県においては再周知通知に記載したような事案の再発防止のためにも講習会、研修会の積極的な開催をお願いしたい。

# 農薬残留基準値超過事案や不適正使用事案発生時の情報提供について

## 農薬残留基準値超過事案や不適正使用事案の発生

### 都道府県における対応



## 別紙2-1

### 残留農薬基準値超過や不適正使用事案事例(平成29年4月1日~9月末日)

品目	農薬名	区分	検出値(ppm)	基準値(ppm)	原因
アスパラガス	フルトラニル	殺菌剤	0.02	0.01	同時期にフルトラニルを処理した種いもを植え付け、その際に使用していた手袋を用いてアスパラガスを収穫
オクラ	フルジオキシニル	殺菌剤	0.08	0.01	特定できず
ほうれんそう	MEP(フェニトロチオン)	殺虫剤	1.4	0.2	使用基準(使用時期)違反
トマト	ピリオフェノン	殺菌剤	0.03	0.01	隣接して栽培する作物に散布した農薬が飛散した
エンサイ	トルフェンピラド	殺虫剤	0.1	0.01	特定できず
いちじく	ミルベメクチン	殺虫剤	不検出	0.2	使用基準(希釈倍数)違反
きゅうり	ピロキロン	殺菌剤	0.03	0.01	隣接した圃場で育苗していた稲に使用した農薬が流れ込んだ
さやいんげん	テブフェンピラド	殺虫剤	0.04	0.01	適用外使用
さやいんげん	フェントエート	殺虫剤	0.099	0.05	使用基準(使用時期)違反
ピーマン	ダイアジノン	殺虫剤	0.5	0.1	使用基準(使用時期)違反

## 別紙 2 - 1 参考 1

### 残留農薬基準値超過や不適正使用事案事例(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月末現在)

品目	農薬名	区分	検出値	基準値	原因
セルリー	ダイアジノン	殺虫剤	0.44	0.1	特定できず。
ほうれんそう	プロフェジン	殺虫剤	0.02	0.01	特定できず。
ほうれんそう	エトフェプロロックス	殺虫剤	0.04	0.01	ラベルを確認せず適用のないほうれんそうに使用した。
こまつな	エトフェプロロックス	殺虫剤	2.7	0.01	特定できず。防除器具の洗浄不足で使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
ズッキーニ	ホスチアゼート	殺虫剤	0.33	0.2	農薬の使用基準(使用量)を守らずに使用した。
ローズマリー	フルフェノクスロン	殺虫剤	14.7	10	隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した疑い。
ピーマン	有機銅	殺菌剤	不検出	0.01	ラベルを確認せず適用のないピーマンに使用した。
こまつな	エトフェプロロックス	殺虫剤	0.06	0.01	隣接する畝で栽培していた作物に使用した農薬が飛散した疑い。
しゅんぎく	トリフルラリン	除草剤	0.06	0.05	しゅんぎく栽培中のハウス周辺の除草目的に使用した農薬が飛散した疑い。
オクラ	フィプロニル	殺虫剤	0.01	0.002	収穫したオクラの袋つめ作業中に、ペット用殺虫剤を使用したペットに触れた際に付着した薬剤がオクラに付着した疑い。
水稲	エトフェプロロックス	殺虫剤	未測定	0.5	JA の担当者が水稲に適用の無い薬剤を過って発注、納品したこと、使用者がラベルを確認せずに使用したこと。
水稲	イミベンコナゾール	殺菌剤	未測定	0.01	
水稲	ジノテフラン	殺虫剤	-	2	前日に散布薬剤を調製し、原液の空容器に保管していたため、散布当日に過って原液と希釈液を間違え、原液散布した。
ネクタリン	MEP(フェニトロチオン)	殺虫剤	0.01	8	JA の担当者からももの防除歴に従って防除するよう指導を受けたが、ネクタリンに使用できない農薬が掲載されており、使用者はラベルを確認せずに使用した。
ネクタリン	トリフルミゾール	殺菌剤	不検出	0.01	
マンゴー	DMTP(メチダチオン)	殺虫剤	-	0.2	農薬の使用基準(希釈1 倍数、使用時期)を守らずに使用した。
マンゴー	イミノクタジアルベシル酸塩	殺菌剤	-	0.3	農薬の使用基準(使用時期)を守らずに使用した。
なす	シラフルオフェン	殺虫剤	0.06	0.01	隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した疑い。
ピーマン	チオジカルブ及びメソミル	殺虫剤	1.0	0.7	特定できず。
ほうれんそう	エトフェプロロックス	殺虫剤	0.04	0.01	隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した疑い。
ねぎ	プロチオホス	殺虫剤	0.11	0.01	器具の洗浄不足の疑い。
しゅんぎく	フェニトロチオン	殺虫剤	0.67	0.2	特定できず。
しゅんぎく	ダイアジノン	殺虫剤	0.7	0.1	ラベルを確認せずに適用のないしゅんぎくに使用した。
みずな	トリフルミゾール	殺菌剤	0.15	0.01	隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した疑い。
みずな	エトフェプロロックス	殺虫剤	0.06	0.01	
みずな	トルフェンピラド	殺虫剤	0.76	0.01	
しゅんぎく	オキサミル	殺虫剤	0.06	0.01	前作に使用した農薬の土壌残留が原因の一つとして考えられる。
未成熟えんどう	テブコナゾール	殺菌剤	0.94	0.5	ラベルを確認せずに適用のない未成熟えんどうに使用。
いちご	アセフェート	殺虫剤	3.2	0.01	ラベルを確認せずに適用のないいちごに使用した。
しゅんぎく	トリフルラリン	除草剤	0.15	0.05	ラベルを確認せずに適用のないしゅんぎくに使用した。
いちご	ホスチアゼート	殺虫剤	0.08	0.05	農薬の使用基準(使用量)を守らずに使用した疑い。
食用金魚草	プロチオホス	殺虫剤	0.02	0.01	特定できず。

### 3 疑義資材の対応について

#### (1) これまでの取組

- 1) 農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の防除効果を謳った資材や農薬成分を含む資材(以下、「疑義資材」という。)は、農薬取締法上は無登録農薬に当たることから、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成19年11月22日付け19消安第10394号消費・安全局長通知。以下、「疑義資材通知」という。)に基づき、製造者に対する指導・取締りを実施。また、農林水産省のHP上の「農薬疑義資材コーナー」に「農薬目安箱」を設置して、疑義資材に関する情報提供を広く受け付け。
- 2) 都道府県による農薬販売店の立入調査や農政局・県域拠点等による除草剤販売業者に対する点検調査等の機会を捉え、疑義資材は無登録農薬に当たり、取り扱うべきでないことを販売店に対して指導。
- 3) 農薬の適正な利用の観点から、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」という考え方を生産現場へ周知徹底するため、リーフレットを都道府県等を通じて農薬使用者へ配布。

#### (2) 疑義資材への対応の現状と今後の進め方

##### 1) 収集された疑義資材情報への対応

農薬目安箱、都道府県等から提供された情報は、疑義資材情報に当たるかどうかの確認を行った上で、可能な限り当該資材の製造者又は輸入者を特定し、「疑義表示資材」(農薬としての効能効果を標榜している資材)については、地方農政局、県域拠点等から、農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導を実施。

一方、「疑義成分資材」(成分からみて農薬に該当し得る資材)については、地方農政局、県域拠点等が資材を購入し、農林水産省の農薬的資材に関するスクリーニング委託事業の中で有効成分及び含有量の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施。

##### 2) 疑義資材の指導・収集について

###### ① 販売者・生産者に対する指導

引き続き、販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては農薬の適正使用の指導の一環として、リーフレット等を活用し、病虫害の防除等を行う場合は登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いします。

###### ② 疑義資材に関する情報収集

販売店に対する巡回指導、生産者や一般の方からの情報提供により得られた資材に関する情報は、寄りの地方農政局、県域拠点等を通じてご提供いただくようお願いする。

農林水産省において、疑義資材であるかは製品の表示や販促用チラシ等の内容を確認して総合的に判断している。製品の表示の写真を提供いただく場合は、製造者や販売者の表示も含め、製品全体の表示がわかるようお願いする。

判断のための情報が不足しているなどの場合には、情報をご提供いただいた機関、団体等に対してさらなる情報提供を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

###### ③ 病虫害防除に係る試験研究の成果等の普及に当たっての注意点

都道府県の試験場等における防除技術の開発に当たっては、農薬的効果を有する資材は、特定農薬に当たるものでない限り農薬登録がされなければ販売(譲渡を含む)も使用もしてはならないなどの農薬取締法に基づく規制を念頭に、技術の普及も含めて計画段階から慎重にご検討いただきたい。また、いわゆる耕種的防除に当たる技術であっても、成果の普及に当たって技術の背景について十分な説明がなされないと、耕種的防除に用いられる資材が「農薬」であるとの誤解を招きかねないので、十分にご注意願いたい。

### (3) 近年の対応事例

- 1) 農薬的資材に関するスクリーニング事業において分析した資材に農薬成分が含まれていることが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例
- 2) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、指導対象者が農薬成分を混入したことが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例
- 3) 都道府県の指導者が生産現場で農薬登録されていない資材が農作物等を害する病害虫の防除に使用されていることを発見し、販売者に対応した事例
  - ・当該事例については、その資材を輸入・販売する者に対して農薬取締法に基づく立入検査を実施したが、その資材を農薬として販売している事実は確認できなかった。
  - ・そのため、本事例においては、無登録農薬の輸入・販売として指導していない。
  - ・生産現場で農薬登録されていない資材が農薬として使用されていることを確認した場合は、その使用者が何に基づいて使用していたのか確認し、チラシ等があれば入手した上で情報提供をお願いする。
- 4) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、農業者が硫黄を有効成分とする登録農薬を原料にしてショウガの根茎腐敗病を防除することを目的とした製品を製造・販売した事実を確認した事例。
  - ・農業者が法に違反する行為をしないよう、機会を捉えて、農薬取締法の規制について注意喚起を実施するようお願いする。
  - ・本事例は、当該製品はごく少数の個人に直接販売され、使用による人畜や農作物への被害等のおそれがないことから、農林水産省ホームページで公表をしていない。

## 4 インターネットを利用した農薬の販売に対する対策について

- (1) 背景 インターネットを活用すれば、複雑な手続きを要さず容易に商品の購入・販売が可能である。対面で現品を確認できないため、多種多様な問題や被害が発生している。特に、不特定による個人の取引が多いインターネットオークションは、法の規制を知らないまま取引される可能性がある。農薬の販売については、農薬取締法において、販売者の届出、販売禁止農薬の規制等を定めているが、届出をしないで農薬を販売したり、農薬を小分けして販売するなど不適切な農薬の販売事例が確認されている。

そのため、下記のとおりインターネットを利用した農薬の販売について対策を講じていく。

### (2) 対策

- 1) 不適切な農薬の出品未然防止の協力依頼

都道府県を通じて、インターネットの利用を含む農薬の販売並びに購入に関する注意事項を農薬の販売者並びに使用者に改めて周知して頂くようお願いしたい。

その際は、農林水産省ホームページの農薬コーナーに掲載した農薬販売者向け及び購入者・使用者向けの「農薬の販売」並びに「農薬の購入」に関する注意事項のページ等を活用していただきたい。また、農林水産省からインターネット通販の関係団体を通じて、インターネットにおける農薬の販売並びに購入に関する注意事項を周知するとともに、インターネットオークションの主催者に、下記の取組について協力を依頼している。

- ・農薬取締法上の農薬の販売に関する取扱いを取引ガイドライン等への明記
- ・農薬取締法上の販売禁止農薬が出品された際の当該出品物の取り下げ

- 2) ネットオークションに出品された不適切な農薬の指導

農林水産省において、定期的なオークションサイトのチェックと出品者に対する販売届出等の農薬取締法の取扱いについて注意喚起を行うこととしており、不適切な農薬の販売事例が確認された場合は、都道府県から販売者への指導をお願いしたい。

[補足:農水ホーム>農薬コーナー>農薬の販売 & 購入]

[http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku\\_hanbai.html](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_hanbai.html)

## 5 販売禁止農薬の回収について

### (1) 経緯

農薬の販売の禁止を定める省令(平成 15 年農林水産省令第 11 号)において定められている販売禁止農薬は、農薬取締法により、使用も禁止(その人畜又は環境への影響から販売が禁止されているものであるもので、無登録農薬の使用と同じく厳しく規制)。しかしながら、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に指定されたケルセンを含む農薬が誤って使用された事例がこれまでに 2 件報告。

このため「販売禁止農薬等の回収について」(平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)により、誤使用の判明したケルセンに加え、平成 24 年 4 月に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピンについて、農家等の在庫として保有されている製品の誤使用を未然に防止すべく、農薬販売店及び農協を拠点として農薬メーカーによる回収を強化することとし、都道府県に対しても、農家等に対する周知をお願いしてきたところ。

### (2) 今後の進め方

取組により、量は少ないが回収されている状況である。

都道府県及び関係者の皆様におかれては、今後も機会を捉えて販売禁止農薬の回収を呼びかけていただき、農家在庫の一掃に御協力願いたい。

## 6 登録状況

平成 29 農薬年度(平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)末現在の有効登録件数は 4,317 件、有効成分数は 583 種類で、同農薬年度中の新規登録件数は 110 件、新たに登録された有効成分数は 10 種類(殺虫剤 1、殺菌剤 5、除草剤 3、その他 1)であった。

農薬年度 区分	23	24	25	26	27	28	29
有効登録件数	4,450	4,358	4,342	4,339	4,375	4,314	4,317
新規登録件数	182	156	230	171	184	112	110
新規登録有効成分数	12	5	16	12	8	12	10

7 生産・流通 …[略]

8 作物群による農薬登録について …[略]

9 残留農薬基準について …[略]

## 11 特定農薬(特定防除資材)について

### (1) これまでの検討の経緯

無登録農薬の販売・使用が問題となったことを契機として、平成 14 年の臨時国会で農薬取締法が改正され、農薬の製造・使用等の規制が強化された。しかしながら、これ以前から農家が自ら使用している防除資材等で明らかに安全上の問題がないものにまでこのような規制を課すことは過剰規制となるおそれがあることから、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」として、農林水産大臣及び環境大臣が特定農薬(通称「特定防除資材」という。)に指定したものは、農薬登録を不要とする制度が新設された。

農林水産省及び環境省では、平成 14 年 11 月から 12 月にかけて、特定農薬の候補となる資材の情報収集を行ったところ、740 種の資材に関する情報が寄せられた。その情報を基に、農業資材審議会及び中央環境審議会合同会合(以下「合同会合」という。)において審議を行い、平成 15 年3月に、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定した。

その他の資材については、安全性及び使用実態に関する情報をさらに収集しつつ、合同会合において審議を続け、順次、特定農薬の指定の検討対象とすべきかどうか整理を行った。その結果、引き続き特定農薬の指定の検討対象とする資材(以下、「検討対象資材」という。)を 10 種類(別紙 11)に絞り込み、これら以外の資材については、検討対象から除外することを都道府県及び関係団体に周知している。

現在のこれらの資材の取扱いは以下のとおり。

- 特定防除資材(5資材):登録を受けていなくとも農薬として製造、加工、輸入、販売又は使用が可能。ただし、その指定対象の範囲、使用する際の注意点等については、別添2参照。
- 検討対象資材(10 資材):  
使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用することは可能。ただし、農薬としての効果を謳い、販売することはできない(別紙 11)。
- 検討対象から除外された資材(740 資材の内、上記以外のもの):農薬として使用する場合には登録が必要又は農薬に該当しない。

### (2) 新たな動きについて

#### 1) インドセンダン(ニーム)の実・樹皮・葉

インドセンダンの実・樹皮・葉に含まれる殺虫成分であるアザジラクチンについては、平成 29 年3月 22 日に開催された厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、食品衛生法第 11 条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(以下「対象外物質」という。)から除外することが承認された。これを受け、同じく対象外物質として暫定的に定められているニームオイル(インドセンダンの実等を圧搾した油分)についても、今後、対象外物質から除外することが検討される予定。

#### 2) その他の検討対象資材

1)のインドセンダンの対応に合わせ、残りの9資材についても、合同会合において審議を行う予定。

「特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について」  
(平成 26 年 3 月 28 日付け 25 消安第 5778 号消費安全局長名)の「別添」

.....  
特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材に係る通知発出の経緯

1 特定農薬について

平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号(特定農薬を指定する件。以下「告示」という。)により指定されている特定農薬としては、「エチレン<sup>\*1</sup>」、「次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。)<sup>\*1</sup>」、「重曹」、「食酢」及び「天敵<sup>\*2</sup>」の 5 資材がある。

2 平成 23 年通知発出までの経緯

農林水産省及び環境省では、平成 14 年に実施した調査で得られた約 740 種の特定農薬の候補となる資材のうち、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合<sup>\*3</sup>(以下「合同会合」という。)及び農業資材審議会農薬分科会の審議を踏まえ、食酢、重曹及び天敵の 3 資材を特定農薬として指定した。また、合同会合における審議の結果、特定農薬に該当しないとされた資材については、「特定農薬(特定防除資材)に該当しない資材の取扱いについて」(平成 16 年 4 月 23 日付け 15 消安第 7436 号・環水土発第 040423001 号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長通知。以下「平成 16 年通知」という。)において示した。

上記以外の資材については、特定農薬としての指定の判断を保留し、これらの安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、それを基に合同会合で審議を進めた。その結果、特定農薬の検討対象としない資材とその取扱いを平成 23 年通知において示し、引き続き検討すべき資材を整理した。

3 本通知の発出の経緯

今般、特定農薬への指定を検討する資材について、都道府県等を通じて有機農家等に対して各資材の使用状況及び使用目的を改めて調査した。

農薬としての使用実態がない資材については、今後検討対象とせず、検討対象を絞り込んだ。

このため、新たに検討対象としない資材については、その取扱いを示す通知を発出することとした。

※ 1 平成 26 年 3 月 28 日農林水産省・環境省告示第 2 号(特定農薬を指定する件の一部を改正する件)が公布され、新たに追加されたもの。

※ 2 昆虫綱及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く。)であって、使用場所と同一の都道府県内(離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。)にあっては、当該離島内)で採取されたもの

※ 3 平成 17 年 3 月 31 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。また、平成 22 年 7 月 26 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。



## 平成28年度 農林水産航空事業の実施状況

### ○有人ヘリコプターによる散布等の実施状況

(単位: ha, %)

		平成28年度	平成27年度との比較(△は減少)		
			平成27年度	対前年度差	対前年度増減率
農 業	一般散布				
	水 稲 防 除	34,539	36,039	△ 1,500	△ 4.2
	水 稲 以 外 防 除	0	200	△ 200	△ 100.0
	その他(播種・施肥等)	1,386	1,386	0	0.0
農 業 計		35,925	37,625	△ 1,700	△ 4.5
ミバエ類再侵入防止等		2,548,269	2,449,350	98,919	4.0
(国 有 林 業 含 む)	松 くい 虫 防 除	14,035	15,642	△ 1,607	△ 10.3
	野 ね ず み 駆 除	56,334	56,405	△ 71	△ 0.1
	その他(播種・施肥等)	0	6	△ 6	△ 100.0
	林 業 計	70,369	72,053	△ 1,684	△ 2.3
合 計		2,654,563	2,559,028	95,535	3.7

- 注 1. 面積は延べ面積(1ha未満四捨五入)。  
 2. 「水稲以外防除」は、果樹、畑作物等の防除。  
 3. 「ミバエ類再侵入防止等」は、我が国から根絶されたミバエ類が再侵入し、まん延して農作物に被害を与えることを未然に防ぐため、人工的に不妊化(子孫を残さないようにすること)した虫を放つこと等により、海外から飛来する野生虫の繁殖を阻止する技術。現に発生している虫の防除にも用いられる。  
 4. 平成27年度の数値について取りまとめに誤りがあったため、昨年度公表した実施面積から一部を修正した。

### ○無人航空機による散布等の実施状況

(単位: ha, 機, 人, %)

		平成28年度	平成27年度との比較(△は減少)		
			平成27年度	対前年度差	対前年度増減率
面 積	水 稲 防 除	910,906	923,365	△ 12,459	△ 1.3
	麦 類 防 除	65,554	70,989	△ 5,435	△ 7.7
	大 豆 防 除	59,074	56,059	3,015	5.4
	そ の 他	10,729	7,565	3,164	41.8
	合 計	1,046,262	1,057,978	△ 11,716	△ 1.1
機 体 数		3,045	2,802	243	8.7
操作要員(オペレーター)数		11,418	10,591	827	7.8

- 注 1. 面積は延べ面積(1ha未満四捨五入)。  
 2. 「水稲防除」には、播種(直播)を含む。  
 3. 「その他」は、松くい虫防除、畑作物の防除等。

平成28年度 無人航空機による散布等の実施状況(都道府県別)

	面積 (ha)					機体数(機)	オペレーター数(人)	
	水稲防除	麦類防除	大豆防除	その他	合計			
北海道	149,914	15,366	4,003	5,672	174,955	314	1,674	
東北	青森	48,974	197	3,075	304	52,550	114	540
	岩手	24,827	1,307	1,684	280	28,098	69	315
	宮城	48,100	3,633	14,108	416	66,257	95	308
	秋田	95,235	165	2,946	966	99,312	232	1,026
	山形	99,504	12	4,031	0	103,547	177	912
	福島	9,296	173	895	563	10,927	12	113
	小計	325,936	5,487	26,739	2,529	360,691	699	3,214
関東	茨城	24,219	2,824	1,558	47	28,648	67	526
	栃木	34,391	5,956	940	0	41,287	149	401
	群馬	272	145	0	0	418	8	37
	埼玉	3,611	2,978	244	30	6,863	39	68
	千葉	24,263	235	230	45	24,773	80	307
	東京	0	0	0	0	0	204	17
	神奈川	0	0	0	0	0	0	10
	山梨	209	0	13	0	222	2	32
	長野	5,822	45	752	299	6,918	48	166
	静岡	3,581	123	60	145	3,909	23	159
小計	96,369	12,305	3,797	566	113,037	620	1,723	
北陸	新潟	72,724	331	4,148	860	78,063	222	804
	富山	23,655	1,924	2,517	58	28,154	48	293
	石川	23,872	1,304	1,356	136	26,668	102	227
	福井	22,303	3,365	581	0	26,249	45	202
	小計	142,553	6,923	8,603	1,054	159,134	417	1,526
東海	岐阜	9,187	2,823	1,411	0	13,422	24	184
	愛知	3,998	4,182	1,607	18	9,806	38	144
	三重	10,135	1,883	1,017	84	13,119	47	170
	小計	23,321	8,888	4,036	102	36,347	109	498
近畿	滋賀	10,927	4,835	3,757	26	19,545	58	271
	京都	2,564	129	25	114	2,831	8	17
	大阪	0	0	0	0	0	209	11
	兵庫	11,955	349	223	116	12,643	61	134
	奈良	67	78	17	0	162	5	9
	和歌山	52	0	0	0	52	0	0
小計	25,565	5,390	4,022	256	35,233	341	442	
中国・四国	鳥取	5,987	3	147	0	6,137	10	43
	島根	4,604	414	141	9	5,167	23	95
	岡山	5,551	966	155	30	6,701	35	96
	広島	6,135	24	57	48	6,264	33	119
	山口	14,363	1,060	458	52	15,933	45	197
	徳島	1,051	0	0	0	1,051	2	24
	香川	1,060	50	6	0	1,117	11	25
	愛媛	4,297	588	247	0	5,133	24	54
	高知	2,310	0	0	0	2,310	19	62
	小計	45,358	3,105	1,210	139	49,812	202	715
九州	福岡	6,866	1,423	764	159	9,211	125	363
	佐賀	21,369	4,121	4,918	0	30,409	49	293
	長崎	12,986	726	124	76	13,911	35	186
	熊本	23,929	1,324	312	3	25,568	52	243
	大分	10,509	438	151	0	11,097	36	179
	宮崎	15,408	56	357	53	15,874	13	221
	鹿児島	10,703	0	41	120	10,864	33	141
	小計	101,769	8,088	6,665	411	116,934	343	1,626
沖縄	120	0	0	0	120	0	0	
合計	910,906	65,554	59,074	10,729	1,046,262	3,045	11,418	

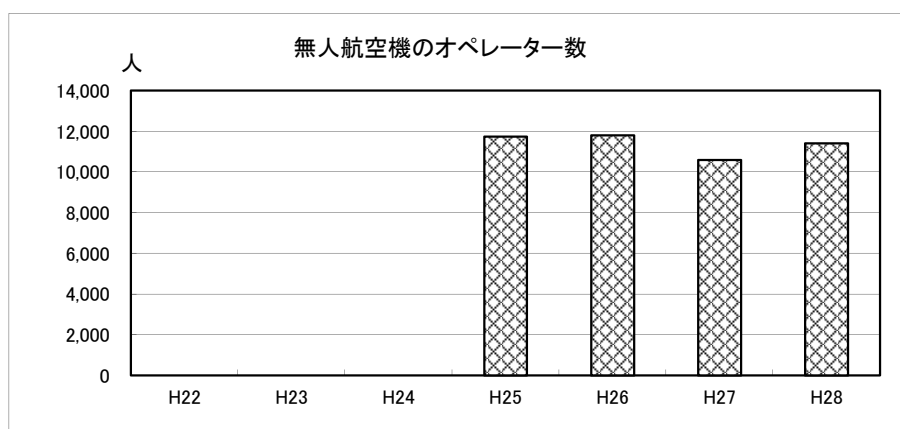
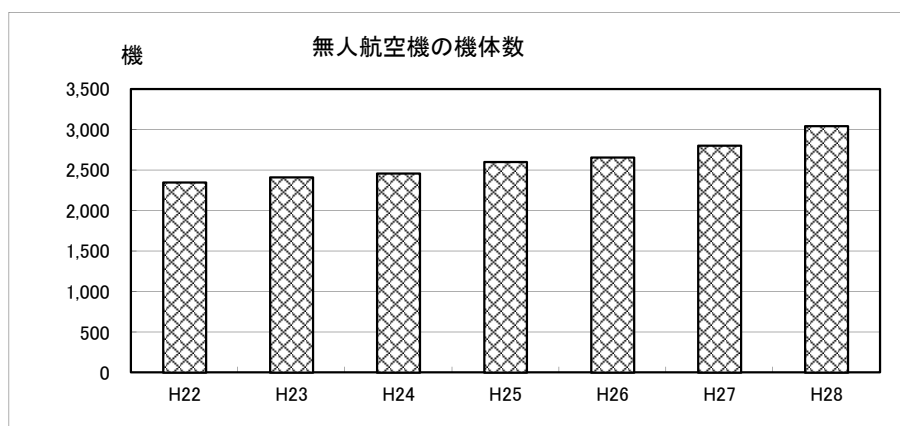
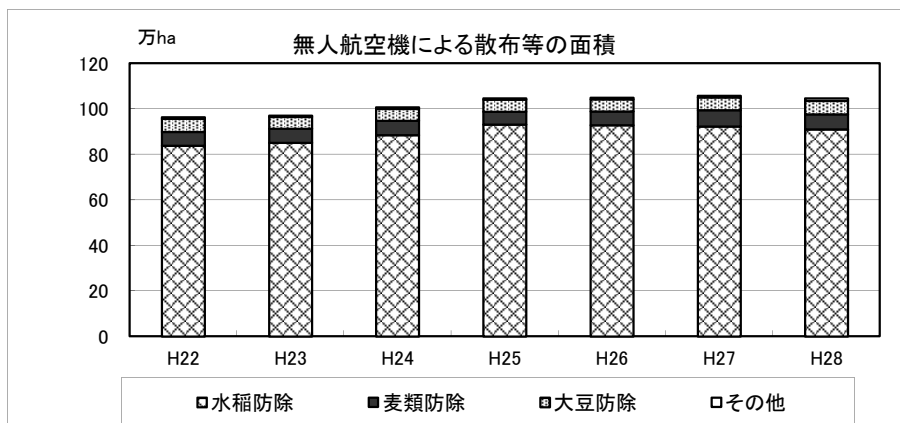
- 注1. 面積は延べ面積(1ha未満四捨五入)。  
 2. 「水稲防除」には、播種(直播)を含む。  
 3. 「その他」は、松くい虫防除、畑作物の防除等。  
 4. 「機体数」の都道府県は、所有者の住所に基づく(平成29年3月末時点)。  
 5. 「オペレーター数」は、有効認定者数(平成29年3月末時点)。

○無人航空機による散布等の実施状況

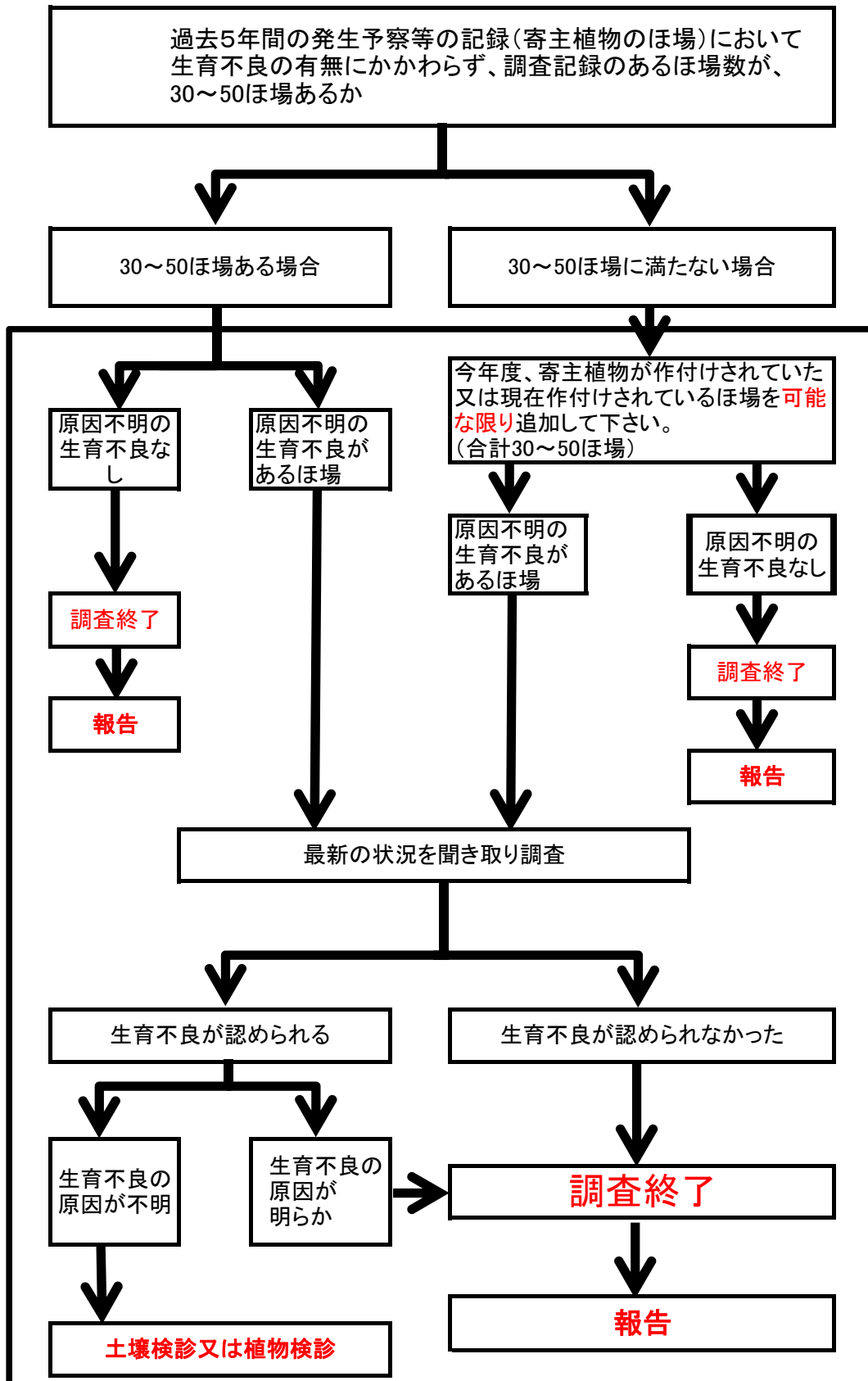
単位：ha

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
水 稲 防 除	838,156	851,822	884,308	931,095	928,786	923,365	910,906
麦 類 防 除	60,730	61,351	63,626	57,152	60,954	70,989	65,554
大 豆 防 除	57,905	51,409	52,906	52,258	52,748	56,059	59,074
そ の 他	6,459	6,556	6,202	6,779	7,348	7,565	10,729
合 計	963,250	971,138	1,007,042	1,047,284	1,049,836	1,057,978	1,046,262
機体数	2,346	2,410	2,458	2,601	2,655	2,802	3,045
オペレーター数	-	-	-	11,736	11,810	10,591	11,418

- 注 1. 面積は延べ面積（1ha未満四捨五入）。  
 2. 「水稲防除」には、播種（直播）を含む。  
 3. 「その他」は、松くい虫防除、畑作物の防除等。  
 4. 平成22年度から平成24年度までのオペレーター数は集計方法が異なっているため省略した。



# テンサイシストセンチュウ全国発生状況調査について



原因不明の生育不良

※根こぶ病や生理障害など原因が明確であるもの以外

## テンサイシストセンチュウとは

学名 : *Heterodera schachtii* A. Schmidt, 1871

英名 : beet cyst eelworm

### 分布

韓国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、ヨルダン、トルコ、ヨーロッパ、ロシア、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ、米国（ハワイ諸島を除く）、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド等

### 寄主植物

ショクヨウダイオウ、アブラナ属（野沢菜、カリフラワー、ブロッコリーなど）植物及びフダンソウ属（テンサイなど）の生植物の地下部

### 被害

テンサイでは生育の遅れや黄化症状、地上部のしおれなどが見られ、枯死する場合もある。被害株の地下部はひげ根が異常に増え、奇形となり収量が著しく低下する。

### 人への影響

人畜には無害であり、本線虫が付着した野菜を食しても人の健康を害することはない。

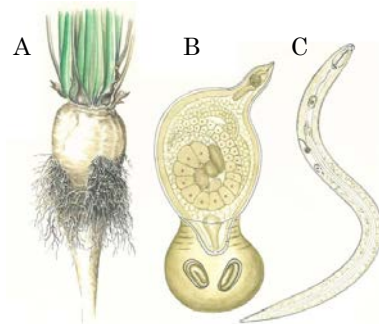


図 テンサイシストセンチュウ  
A : フダンソウ属の被害根  
B : 雌成虫 C : 幼虫

公益社団法人 緑の安全推進協会 御中

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                 写真貼付                   免許証サイズ             </div>	申請年月日	平成 年 月 日	
	認定番号	No.	
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	( 昭和・平成 ) 年 月 日生	
勤 務 先 名			
所 属 部 課			
勤 務 先 住 所	( 〒 — )		
勤務先 TEL/FAX	TEL :	FAX :	
勤務先 E-mail			
自 宅 住 所	( 〒 — )		
自 宅 TEL/FAX			
自 宅 E-mail			
再発行 (紛失) 書類名	1. 認定証 (名刺サイズ写真付)	2. 認定証書 (B 5 サイズ証書)	
再発行 (紛失) 理 由	1. 紛失	2. その他 ( )	
分 野 別	1. 農耕地	2. 緑地・ゴルフ場分野	
認 定 年 月 日	平成 年 月 日		
有 効 年 月 日	平成 年 月 日		

- ★ 認定証書 (B5 サイズ証書) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- 認定証 (名刺サイズ写真付き) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- ※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)
- ★ 写真 2 枚送付のこと。
- ※ 1 枚は本願い書に貼付。もう 1 枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めて同封。



## 『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内  
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先（勤務する事業所、所属会社等）等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 平成 年 月 日 認定番号 (No. )  
氏 名 ( )  
変更前の連絡先 ( )

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

**【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。**

1.勤務会社名等 <small>(ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入)</small>		2.経営母体名 <small>(ゴルフ場の方のみ記入)</small>
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
4.勤務先の所在地 <small>(郵便の送付先を記入)</small>	〒 ( — ) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒 ( — ) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆ 勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

- 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX 可)。
- 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

い。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513  
E-mail：[midori@midori-kyokai.com](mailto:midori@midori-kyokai.com)

◇. 緑の安全管理士に係る届出書式等

(1) 「連絡先等変更届出書」

<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1605.pdf>



(2) 「認定証書および認定証 紛失等再発行願い」

<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1605.pdf>



(3) 「理由書」 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合

<http://midori-kyokai.com/pdf/riyusho1710.pdf>



更新年次の更新研修会で出席の確認ができなかった場合は、資格喪失者として管理士名簿からは自動的に削除されます。

資格の継続(更新)を希望される方は、以下の①～④を記載した「理由書」を提出いただくことで、次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

<記載内容>

- ① 提出年月日
  - ② 管理士番号、氏名、所属
  - ③ 出席できなかった理由
  - ④ 資格の継続を希望する旨
- ・ ・ 提出はFAX、メールで結構です。

# みどりのたより

第70号

発行日 平成29年12月19日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル5階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http://www.midori-kyokai.com

Eメール : [midori@midori-kyokai.com](mailto:midori@midori-kyokai.com)

